

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	藤塚康孝君	企画調整課長	小川裕司君
税務課長	桐山裕次君	健康福祉課長	酒井明美君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	小森俊宏君	産業課長	小竹武志君
上下水道課長	藤江和明君	会計管理者兼 会計課長	北村嘉彦君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	藤塚正博君	生涯学習課長	川瀬桂一郎君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	青木隆一	書記	陸田友彦
書記	広瀬有里		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（富田栄次君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。

また、一般質問の議員 1 人当たりの制限時間をこれまでの40分以内から30分以内に短縮し、内容も大きなテーマを 2 題までとさせていただきます。御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、11番 後藤省治君、13番 栗田利朗君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 一般質問

○議長（富田栄次君） 日程第 1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

3 番 乾豊君。

〔3 番 乾豊君登壇〕

○3 番（乾 豊君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をいたしたいと思っております。

私からは、次の 2 点につきましてお尋ねをいたしたいと思っております。

まず 1 点目についてでございますけれども、障がい者の自立支援・相談体制について。2 点目は、町民の提案を予算化することについて。以上 2 点お伺いしたいと思っております。

まず 1 点目でございますけれども、障がい者の自立支援・相談体制についてであります。

障がい者の方の親の高齢化に伴い、親亡き後をどのように対応していくのかを心配する声が多く聞かれております。また、国の示す指針でも、施設に入所している人たちが地域で生活できるような体制を整えていく必要性を示しております。地域包括ケアの一環として、障がい者の方も地域で暮らせる体制づくりが進められているところだと思います。

地域には、障がい者の方を支える様々な取組が存在して、これまでも地域の障がい福祉計画に基づき整備が進められているところだと思いますが、これらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分ではないことから、今後、障がい者の方の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい者の方やその家族の方が安心して生活できるようにす

るため、緊急時にすぐ相談ができ、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活拠点の積極的な整備を推進していくことが必要とされていると思います。地域生活拠点については、国の基本方針において、平成29年度末までに各市町村等に少なくとも1つを整備することを基本としていると思います。

そこで現在、本町の地域生活拠点の整備について、どのような取組が行われているのかをお伺いしたいと思います。

また、この事業を進めていくためには、整備内容を検討するための支援協議会みたいなものを設置するのが有効だと思われませんが、本町の現状をお伺いしたいと思います。

また、この整備手法については、多機能拠点整備型と面的整備型の2つが示されていると思いますけれども、本町はどのような形を考えているのかお伺いいたします。

また、障がいを持っておられる方の様々な悩みへの相談は、相談支援事業所では月1回、相談支援部会や支援の連絡会などを開催し、支援のスキルアップと情報の共有とか課題の確認が行われていると思いますけれども、想定外の場合など対応しきれないケースも出てくると思いますが、全ての課題に柔軟に対応できるようにするためには、基幹相談支援の事業所などの設置が必要になってくると思いますが、そのお考えをお伺いしたいと思います。

次に、第2点目でございます。

町民の提案を予算化することについてでございます。

町民の提案した事項を予算化する問題についてですけれども、自治体は、どこも今、財政難に悩まされていて、特にコロナ禍においては行政が必要と認めるものも予算化できないでいるというのに何を予算化したいのか、住民の提案を求めるなんてとんでもないとひんしゅくを買うようなことだと思いますけれども、しかし、いかに財政難の時代であっても、住民が夢と希望を持てる仕組みをつくり、住民自らがまちづくりに参画しているのだという意識を高めるということは、まちづくりの要諦ではないでしょうか。

ある市では、市長の諮問機関として若者会議を設置し、市長に答申を行った実績があるそうです。メンバーには、高校生や職員など、議員では思いつかない発言もあると聞いております。このような取組は、住民が真に必要と感じているものを知ることができ、さらに行政や議会への信頼や関心を高める効果が得られる一つの方策だと思います。

本町においても、このような仕組みをつくることについて、町長はいかがお考えなのかをお伺いしたいと思います。

以上2点につきまして一般質問させていただきますけれども、分かりやすく丁寧に御答弁くださいますようお願いをいたします。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 皆さん、おはようございます。

私からは、乾議員の1つ目の御質問、障がい者の自立支援・相談体制についてお答えさせて

いただきます。

当町におきましては、昨年度策定いたしました令和3年度から8年度を計画期間とする第4次垂井町障がい者計画における6つの重点施策の一つには、地域生活支援拠点の整備についてを掲げ、また、相談支援体制の強化の中には基幹相談支援センターの機能強化を図ることを明記しております。

さて、議員御質問の1点目、本町の地域生活拠点の整備についてと3点目の整備手法についてでございますが、西濃圏域の大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡及び揖斐郡内の2市9町にて、複数の機関が分担して機能を担う体制の面的整備型により、本年5月から事業を開始したところでございます。また、現在拠点事業所といたしまして8事業所を認定し、事業を進めているところでございます。

次に、2点目の御質問、支援協議会の設置についてでございますが、構成市町であります2市9町により運営会議を設置しております。そこでは、地域生活支援拠点の体制や事業など運営に必要な事項を協議し、併せて国の指針に基づき、拠点の運営状況を検証してまいります。

次に、4点目の御質問、基幹相談支援事業所の設置についてでございますが、こちらは当町、関ヶ原町及び養老町の3町において、社会福祉法人あゆみの家に共同委託し、平成31年4月から不破郡・養老郡障がい者基幹相談支援センターを設置、各相談支援事業所への助言や指導を行っております。また、併せて障がい者自立支援協議会の運営も担っていただき、情報共有や事例検討を行っているところでございます。

今後は、西濃圏域での地域生活拠点事業の運営に伴い、圏域内の各基幹相談支援センターの連携を密にし、その役割や地域生活拠点事業との関係などについて検討するとともに、その機能が十分発揮できるよう、引き続き圏域で体制の強化を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

〔企画調整課長 小川裕司君登壇〕

○企画調整課長（小川裕司君） 私からは、乾議員の2つ目の御質問、町民の提案を予算化することについてお答えさせていただきます。

町民の皆さんからの御意見、御提案を伺う機会につきましては、これまで様々な形で対応してまいりました。例を挙げますと、道路修繕やカーブミラーの設置など、毎年自治会で取りまとめていただいております自治会要望がございます。これらは住民の皆さんからの直接的な声と位置づけ、可能な範囲で予算化に向けた取組を行っております。

また、平成28年度からは、住民団体が提案する事業に対する補助制度として提案型協働事業を創設し、行政が示すテーマについて実施いただく行政提案型事業、また団体が自ら提案し実施いただく団体提案型事業について、行政との協働により取り組んでいただいております。これまで44の事業に対し助成を行ってまいりました。また、広く町政への御提案をいただけるよう、庁舎ロビーにはまちづくり提案箱を設置、また、町ホームページからも御提案をいただける仕

組みを整備し、毎年30件から40件ほどの提案が投函されているところでございます。これらの提案内容の多くは、町に対する要望や苦情となっておりますが、中には行政の視点ではなく住民の皆さんの目線から御提案をいただくこともあり、その提案が町の施策に結びついたこともございました。

今年度におきましては、たるい未来トークと称し、若い世代を中心とした意見を今後の町政に活用するため、町長と語るプロジェクトに取り組んでいるところでございます。プロジェクトの第1弾は、30代、40代の年代で垂井町へ移住された方に、垂井町をこれからどう盛り上げていくのか、また、第2弾では、子育て中の方に垂井町でどんな子育てをしたいかについて、町長と気軽に語り合っていました。その様子は町ホームページに掲載をしているところでございます。また、今月20日には、第3弾として、地元不破高校の生徒さんとSNSによる垂井町の魅力発信について、町長とのトークを予定しているところでございます。

議員御提案の若者会議の設置につきましては、現在のところその予定はございませんが、若い世代の皆さんからの町への提案については、これからのまちづくりにおける重要なポイント、貴重な御意見となると考えますことから、より多くの皆さんからの声をお聞きする場として、現在行っておりますたるい未来トークの開催など、引き続き町民の皆さんからの御意見、御提案をお聞きしながら施策に取り入れてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） 御答弁ありがとうございます。

障がい者の方につきましては、親御さん方も、またあるいは周りの方も理解をしていただきながら、町としてもできるだけのことを支援していただく必要があるかというふうに思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

2点目の件でございます。

今、課長のほうから御説明ございました。自治会として要望なんか上げられておりますけれども、やっぱり真に困っておられることがあると思います。やっぱりそういったものは現場を見ながら、確認をしながらその要求に応えていただけるようなこと、中身については十分に精査をしていただきながら対応してもらえればというふうに思っておりますので、その点よろしくお願いをしたいと思います。

答弁要りませんので、以上をもちまして私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（富田栄次君） 9番 角田寛君。

〔9番 角田寛君登壇〕

○9番（角田 寛君） 9番 角田寛でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、脱炭素社会の実現に向けて質問させていただきます。

先月、イギリスのグラスゴーにおきまして開催されました第26回国連気候変動枠組条約締約

国会議、いわゆるC O P 26におきまして、地球温暖化対策として、産業革命前に比した気温の上昇を2030年までに1.5度とする目標を定め、世界の温暖化ガスの排出量を2010年に比べて45%削減する努力目標を定められております。

一方、国におきましても、持続可能な開発目標、S D G s アクションプラン2021におき、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げております。脱炭素社会の実現に最大限注力し、2050年までの温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルを目指すことが産業構造や経済社会の変革をもたらすとして、国際社会と連携して取り組んでいくとしております。また、国におきまして、ゼロカーボンシティを目指す地方公共団体に対しまして、地域の気候変動対策基盤整備事業として計画の立案から設備等導入までのパッケージで支援を進めているところであります。

本町におきまして、平成30年度に策定されました公共施設アクションプランにおきまして、老朽化した施設の統合方針により、旧庁舎及びその周辺の中央公民館、福祉会館、垂井地区まちづくりセンターなど施設の老朽化が進んでおり、こうした施設の機能連携を図りながら、日常的に人が集まる場として施設整備が求められており、旧庁舎跡地等の活用に向けた基本計画が進められているところであります。こうした整備計画の方針の留意点の中には、災害時の電源確保として、太陽光発電など再生可能エネルギーの活用、環境への配慮として、L E D 照明など消費電力削減など、脱炭素社会への配慮がなされているところであります。

そこで、災害時の避難場所とされております小・中学校におきましては、ここ数年来耐震化補強が進められ、災害時の電源確保、省エネなど脱炭素社会に向けて、今後こうした既存の公共施設においてどのように取り組まれていくのか伺います。

一方、ここ数年来、街路灯のL E D 化が進められておりますが、現在の進捗状況、どの程度進んでいるのか、また、既存の公共施設におきましてL E D 化を今後どのように進められる予定なのか、現在の進捗状況及び今後の計画について併せて伺います。

2点目ですが、空き地などにおきまして、太陽光発電設備の設置が多く見受けられるようになってきております。特に、耕作放棄地における太陽光発電の設置について課題になってきております。国では、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築をするために、営農型太陽光発電のモデル的な取組の支援を始めておるところであります。

本町におきましても、耕作放棄地が多く見受けられることから、太陽光発電設備下においても収益性の確保が可能な作物の栽培、その栽培作業における効率的な設備設計など調査、研究を進めていく必要があるかと思っております。耕作放棄地解消に向けてと同時に、再生エネルギー資源を活用した取組が必要と考えられます。今後、耕作放棄地解消に向けてどのように対応していくのか伺います。

3点目でございますが、各自治体において、ごみ処理におけるC O ₂ 排出量の削減は最大の課題であります。本町におきましてもごみ分別の回収を努めており、さらにエコパーク施設の

再資源化も進めておられるところでもあります。ごみも捨てればまさにごみではありますが、回収すれば資源であります。

そこで、リサイクル率の2022年の目標値を18.2としておりますが、ここ数年のリサイクル率はどの程度なのか、また、可燃ごみ1人当たりの排出量はどの程度で推移しているのか伺います。

現在、可燃ごみはクリーンセンターにおいて焼却処分がなされておりますが、施設は老朽化が進んでおり、保守管理費がかさんでいることから、今後の方向性について同僚議員からも再三、一般質問があるところでございます。

ごみ処理は自治体の責務であり、新たなごみ焼却処理場の設置が望まれております。その対応に際して、CO₂の排出の削減は最大の課題であります。ある自治体におきましては、ごみの焼却で発生する廃熱を利用して電気に変換するごみ発電システムを活用しているところがございます。大切なエネルギー資源となっているところであります。こうした方法は、間接的にCO₂の排出量の削減につながるものと考えられます。したがって、ごみの再資源化や減量化に今後とも積極的に取り組んでいただくとともに、新たなごみ処理施設の設置について早急に検討を進めていくことが大変重要かと思えます。

SDGsを掲げる本町において、13の目標であります「気候変動に具体的な対策を」の達成につながるものと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 角田議員の大きい質問の、脱炭素社会の実現に向けての3点目でございますが、今後のごみ焼却処理場の在り方について、私のほうからお答えをしたいと思います。

まず、リサイクル率の関連でございますが、エコドームにおけますところの回収量につきましては、年々増加の傾向を示しておりますが、他方で集団資源回収率が減少の傾向にあること、そしてまたさらに、令和2年度でございますが、新型コロナウイルス感染拡大を受けまして、多くの団体の皆様、中止をされたことが大きく影響しておりまして、令和2年度の実績で12.1%で、前年、令和元年度16.6%を大きく下回っている状況下でございます。

一方、可燃ごみの1人当たりの排出量でございますが、コロナ禍にありましては家庭ごみが増える中、ごみ分別意識の定着、それからリサイクル意識の向上などから、ステーション回収分につきましては横ばいにある一方、草木などの持込みごみが増加していることから、令和元年度実績で711グラム、令和2年度では720グラムと微増の傾向にございます。

さて、廃棄物の分野におけますところの脱炭素対策につきましてでございますが、国といたしましても、近々、最重要の課題として捉え、廃熱を利用した発電設備を有する施設などエネルギー回収率の高い施設の整備を進める動きがございます。現在、国・県におきましては、人口減少時代における持続可能な適正処理の確保、災害対策強化などの観点から、ごみ処理施設の広域化、集約化が進められておるところでございます。ごみ処理施設を集約し、大規模化を

図ることで、施設の省エネ化、発電能力の向上が見込まれ、そしてまた気候変動対策にもつながるものでございます。

この数年で、ごみ処理行政を取り巻く環境は大きく変化をいたしておりまして、垂井町のごみ処理の今後を考える上で、財政面、そしてまた住民サービスの観点はもちろんのこと、環境の側面でありますとか災害の側面など、あらゆる観点からの検討が必要であると考えておりまして、広域化に向けての重要性は十分に認識しておるところでございます。

SDGs達成に向けた施策を進める立場にある垂井町といたしましても、廃棄物処理に伴います環境負荷につきましても、十分配慮した上で検討を十分に進めていく所存でございますので、何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

〔企画調整課長 小川裕司君登壇〕

○企画調整課長（小川裕司君） 私からは、角田議員の御質問のうち、1つ目の公共施設における取組についての中で、避難所における災害時の電源確保や省エネなどの脱炭素化に向けた取組と、街路灯のLED化についてお答えをさせていただきます。

避難所における非常用電源の確保は、重要な課題であると認識しているところでございますが、脱炭素化社会に向けた取組の中で考えますと、その電源となるものは太陽光発電や蓄電池、EV、電気自動車などが想定されるところでございます。しかしながら、これらの電源につきましては、設置場所の確保、整備、維持に係る費用などそれぞれに課題が考えられますことから、導入につきましては電源に応じた調査、研究が必要であると考えます。

次に、街路灯のLED化につきましては、今年度の9月末現在で、街路灯2,164基のうち、LEDによるものは1,300基、整備率は約60%となっております。現在、街路灯のLED化につきましては、新設や修繕時でのタイミングでの設置を行っておりますが、今後も脱炭素化の一助になるよう進めてまいります。

以上、角田議員の御質問に対する回答とさせていただきます。御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） 角田議員の脱炭素社会の実現に向けての1点目の御質問、公共施設における取組につきましてお答えさせていただきます。

旧庁舎跡地等の活用事業につきましては、今年度、基本計画の整理を行い、施設整備や維持管理、運営に係る要求水準書を作成しました。その中で、災害時に電力確保を行うため、太陽光発電の設置や雨水・中水再生可能・自然エネルギーの利用、また、消費電力の削減のため、LED照明など効率のよい設備機器や照明、空調センサーによる運転制御等、積極的に取り入れること、また、持続可能な開発目標SDGsに配慮した施設・整備計画とすることを整備方針として、施設整備に向けて進めているところでございます。

また、既存の公共施設におけるLED化につきましては、令和元年度に完成しました新庁舎では、その照明のほとんどをLED照明としております。今後につきましても、公共施設の大規模改修や長寿命化改修の際には積極的に取り入れていくよう進めていきます。

このように、これからの施設整備におきましても、議員御提言のとおり、脱炭素社会の実現や環境への配慮は未来の地球のためにも必須条件であると考えていますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 私からは、角田議員の2つ目の御質問、耕作放棄地における取組についてお答えをさせていただきます。

これまで町では、国の方針に基づき、地域で農業を支え合うため、集落営農組織の法人化を進め、農作業の効率化や担い手不足への対応などを行ってまいりました。この施策により、地域によって差があるものの、農地の集積、集約が進み、効率よく耕作が行えるようになってきたところであります。しかし、高齢化や人口減少による農家数の減少により、担い手不足が進み、耕作放棄地としては増えていないものの、市街化農地で、特に畑、または不整形や狭小、高低差など条件の悪い農地は耕作されずに草刈り管理のみを行っている農地が増えているのが現状です。

議員御提案の営農型発電設備につきましては、本町でも1事例がございます。国では、平成25年3月に支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可の制度上の取扱いについてとして通知を出していました。しかし、荒廃農地の再生利用や担い手の経営改善が図られた一方、当該設備の下部農地での農業生産が適切に行われていなかった事例もあったことから、本年6月に、当該設備等の下部で行う適切な営農についての記載や高さ制限の一部緩和などの見直しがあり、制度の適切かつ円滑な運用を求めているところであります。

耕作放棄地の解消は、本町の農政を考えたときに大きな課題と捉えております。そのため、地域の特性も踏まえながら、農業委員会や農協、県や岐阜県農業会議とも連携を図りながら農地維持の促進に努めてまいりたいと考えております。

その中で、営農型発電設備につきましても、耕作放棄地解消の有効な手段として、また、国からも2050年カーボンニュートラル社会の実現に向け、農業的に利用が見込まれない荒廃農地を活用した再生可能エネルギー設備の設置の積極的な促進が求められていることから、今後とも継続して調査、研究をしてまいりたいと考えております。

また、耕作放棄地の問題はこの問題だけでなく、空き家や空き地問題とも密接に関係しておりますので、それぞれの所管課とも連携を図りながら取り組んでまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いします。

○議長（富田栄次君） 9番 角田寛君。

○9番（角田 寛君） 大変御答弁のほうを丁寧にいただきましてありがとうございます。

特にごみ焼却施設については、今後とも具体的な検討を進めていただきますよう改めてお願いいたしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（富田栄次君）　しばらく休憩いたします。再開は9時50分といたします。

午前9時39分　休憩

午前9時50分　再開

○議長（富田栄次君）　10番　木村千秋君。

〔10番　木村千秋君登壇〕

○10番（木村千秋君）　10番　木村千秋でございます。

議長のお許しをただいま得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めたいと存じます。

今回は、垂井町の行政改革についてお尋ねをしております。所管の委員会に触れますことをお許しいただきたいと存じます。

さきの9月定例議会、議第52号において、垂井町行政改革審議会設置に関する条例制定がなされました。条例第1条にありますのは、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な町政の実現に資するため、地方自治法に基づき垂井町行政改革審議会を置くであります。そもそも垂井町行政改革とは、垂井町の組織や機能を改革することであり、経費削減も当然のことながら併せて目的としていかなければならないため、意識としては行財政改革の総合的改革と捉えたいところであります。

提案説明の際お聞かせいただいたのは、少子高齢化やいまだに続くコロナ禍、そして近年意識づけの進んできた持続可能な社会の実現に向けてが取組の背景とのことであります。もう少し踏み込んだところによりますと、財政負担の軽減や住民負担軽減が目指すところとのことであります。垂井町も、これまでに行政改革懇談会を設け、また職員さんによります事務事業の洗い出しや各計画の見直しがなされてまいりました。その改革あつてか、垂井町は先日、広報「たるい」にても公表のありました上半期財政事情としましても、とても逼迫していますよという状況ではないことが分かりました。

では、なぜ今垂井町がこの審議会を設置されたのか、その経緯や目指すところをお尋ねさせていただきますと存じます。

また、先般第1回目の審議会が開催されたと聞き及んでおります。改めてこの審議会の役割と、その場でどのような話合いがなされたのかもお尋ねいたします。

加えて、行政と両輪的存在といわれる垂井町議会としましても、議会改革への取組が求められるところであります。行政が改革へと取組を進めているのに、議会が取り組まないわけにはまいりません。この条例が制定された背景にありますように、少子高齢化などは議会にもかなりの影響があるテーマです。垂井町の人口は、2000年、平成12年に2万8,935人をピークに、今年2021年11月末においては既に2万6,000人台、先ほど事務局にお調べいただきましたら、851人の外国人の方を含めると2万6,584人というところで減少を続けております。昨今のニュースでも取り上げられているように、こうした背景で、国や地方議会も時として議会改革を

迫られる場面もあり、議員定数の見直しや各委員会の在り方など、住民の皆様にとって議会はどうあるべきか、自らがしっかりと意識し、議論する場も必要と考えております。

この条例制定によって、行政が垂井町議会に期待することは何か、共に取り組めることは何かとお考えか、お聞かせいただきたいと存じます。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 木村議員の御質問、垂井町の行政改革についてお答えをさせていただきたいと思っております。

垂井町の行政改革につきましては、昭和60年度の第1次から平成26年度の第5次まで、これまで5回にわたって取り組んでまいりました。

まず、議員お尋ねの審議会を設置した経緯についてでございますが、第5次の行政改革までは、要綱により設置をいたしました懇談会におきまして審議を行ってきたところでございますが、これまでの取組方針を刷新いたしまして、地方自治法に基づく審議会として条例で位置づけをしますとともに、垂井町の行政改革をスピード感をもって途切れることなく推し進めていくために審議会を設置したところでございます。

また、その目指すところにつきましては、第1次の行政改革の大綱の中で3つの基本方針を設けております。その1つ目に、町を取り巻く行財政環境は、依然として極めて厳しいものがある。これを克服し、多様化する行政需要に対応しつつ、地域社会の活性化及び住民福祉の増進を図るため、既存の組織、制度、施策等を十分に見直し、引き続き行政改革を強力に推進すると、そのように示しております。この基本となる考え方につきましては、現在も変わってございません。

また、今後の社会保障費や公共施設の維持管理などの行政経費の増加に備えまして、人口減少に対応した適正な行政運営を行いますことは、垂井町にとりましても持続可能な安定した財政の維持が可能となりますことから、それらを目指す姿として位置づけをしておるところでございます。

次に、この審議会の役割、また、審議会でのどのような話がなされたかのお尋ねでございますが、審議会の役割につきましては、設置条例の第2条に規定してありますとおり、審議会の所掌事務として町長の諮問に応じて行政改革に関する重要事項を審議し、町長に答申するとされております。先般開催いたしました第1回の審議会におきましては、産学官等、各方面から構成された10名の委員の皆様にご参加を賜りまして、慎重なる審議を行っていただき、御意見、御提言をいただきました。

その内容についてでございますが、本審議会は、行政の意思形成過程にありますことから非公開審議といたしておりまして、また、現在答申案を作成中でございますので、具体的な内容をお示しすることはお控えをさせていただきたいと思っております。

次に、条例制定によりまして、行政が町議会に期待することは何か、また、共に取り組める

ことは何と考えておるのかについてでございますが、第1次の行政改革の大綱の基本方針の2つ目に、懇談会の答申を尊重し、議会と連携しつつ全庁が一体となって取り組むとともに、町民をはじめ関係方面の理解と協力が得られるよう努めると記述しております。また、現行の行政改革審議会の設置条例第3条には、町長は答申結果を尊重すると規定しておりますことから、審議会の答申結果については重きを置いて行政改革に取り組んでまいりたいと考えております。議員の皆様におかれましては、十分にこの趣旨を御理解いただくとともに、町民の皆さんの御理解と御協力を得られるように、町と連携して行政改革に取り組んでいただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

昨今、財政破綻が危惧される自治体についての報道もなされる場合が時折ございますけれども、垂井町にとりまして、今後の人口減少や社会経済情勢の変化などによりまして財政事情が急変し、厳しい状態となることは否めません。今できることから少しずつでも将来を見据えて行政改革を積極的に実行していくと。それには、住民皆様の御理解をいただきながら、議会と行政が一緒になって行政改革を協働で進めていくことが大変重要であるとそのように考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋です。御答弁ありがとうございました。

少し再質問させていただきたいと思えます。

町長の御答弁にもありましたように、昭和60年度、そこから第1次ということで改革をしてきたと。非常に垂井町は周辺自治体よりも先んじて意識高く取り組んでこられたんだなあと思っております。

数点、ちょっとお尋ねというか確認をさせていただきたいんですけども、非公開ということで内容は答えられないよということだったんですけども、この住民負担軽減が本当に最大の目指すところかなあと思っております、もう少し、どんなところをこの審議会にお求めなのかなあということと、審議会の方によりますと、限られた時間の中だったのでもうちょっと協議する時間が欲しかったなということをお聞かせいただきました。なので、ちょっと非公開ということで聞きづらいんですけども、もう少しどんなことをどんなようにということはこの審議会にお求めになられたのかなあということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

○企画調整課長（小川裕司君） 再質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、この審議会でございますが、町長からの諮問ということで、審議会の冒頭に町長に出席をしていただきまして諮問をさせていただいたという経緯がございます。町長については、またその内容については把握はしてございませんので、私のほうから回答をさせていただきたいと思えます。

まず1点目の住民負担の軽減、どんなことを審議会に求めていくのかということでございますが、やはり、最終的には住民さんへの負担についてもゼロにはならないと考えているところ

でございます。しかしながら、今の行政改革の取組の中で少しでもその負担の軽減が結びつけばということで、審議会のほうは実施させていただいたところでございます。

審議会に求めることにつきましては、町の考え方についてどうお考えなのか、広く町民の皆様方、それから関係の方々から御意見をいただくというような場として位置づけしておりますので、引き続きこの審議会については広く町民の皆様からの意見をいただく場として設けてまいりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、2つ目の限られた時間でもっと時間が必要であったということを知りてみえるということでもございましたが、この審議会の前には資料提供等させていただいております。また、その資料に基づいて、当日は個別に審議会の委員の皆さんが資料を作成されたという方もお見えになりましたので、時間については、また次の審議会の中でどうお感じなのか、また直接私のほうからお尋ねをさせていただき、よりよい審議会の運営に結びつくよう検討してまいりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。小川課長のお出ましをいただきましてありがとうございました。

そうですね、おっしゃるとおりで、なかなかちょっとごめんなさい、再質問の内容が的を射ていなかったのか、お答えにくかったかなあと思ひて反省をしております。

と言ひますのは、住民負担という言葉はすごく簡単に聞こえるんですけども、何か具体的になくて、どんなことなのかなあと思ひたりするんですけども、今回、やっぱりちょっとお聞かせいただいていたのは、議会で承認されている事項というのは審議会にかけると必要がなかったんじゃないかなあとということとかも、一般的な感想としてお聞かせいただいたんですね。それよりも、やはりさっきから申し上げましたように、人口減少前から何十年も続く古い組織体制ということとかを見直していただくように、それについて諮問されて、その答申を踏まえて行革に取り組んでいくということで、住民さんが何かにつけてお出ましいたかないかなような組織だったりとか、そういった部分の負担軽減ということにつなげることが、審議会を設置した本来の意味になつていくのかなあと思ひています。

当然、行政機能、重くのしかかっていたこととかが、ひいては財政負担の軽減ということになつてくるのかなあと思ひたりするんですが、そういった部分はここの機能にお求めということはないでしょうか、お答えいただきたいと思ひます。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

○企画調整課長（小川裕司君） 再質問ありがとうございます。

いわゆる住民負担につきましては、いろんな取り方があると思ひているところでもございます。議員、今おっしゃられたように、古い組織の体制を見直すということは十分に認識をしているところでもございます。これまで旧態依然としてやってきたことについては、町長、先ほどの答弁申しましたとおり、スピード感を持って対応してまいりたいと思ひておるところでもございま

す。

いずれにしても、厳しい財政状況の中でも安全かつ良質な公共サービスを維持し続けるためには、今回のような行政改革について真剣に取り組んでいく必要がございます。これまでも諸先輩方が取り組んでいただいた事項につきまして、改めて読み直させていただきますと、まさに今と同じような状況で、その中で苦勞して取り組んでみえたということが感じたわけでございます。

引き続き、本町の安定した行政を続けながら、先ほど申しましたように公共サービスの維持について継続し、住民の皆さんにはそういった感じで受け取っていただけるよう取り組んでまいりますので、御理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 小川課長、ありがとうございます。

何が申し上げたいかと言いますと、先ほど人口減少のお話もさせていただきましたね。やはり、本当に垂井町もすごく目に見えて人口減少がある中で、やはり今までの組織じゃないかなよというところ、今まで住民さんから、何々委員だ、何々推進委員だと出していただいたところも、本当にその機能がいかなくなっていると思うんですよね。それこそ世帯数が多い自治会とかだって高齢化が進んでいて、何かお役が町から下りてきて当たったよというときも、私じゃとても受けられないわというような状況が本当にあると思うんです。それで、先んじて取り組んでいただいたのが女性防火クラブの見直しをしていただいたかと思うんですね。ああいったのは本当に画期的で、住民さんもどうしようかなあというところをお助けいただいたかなあと思っています。

やはり、そういったところから住民さんに本当に直結する御負担というのが具体的に改善されてきたなというのを実感したいなと思いますもので、やはり審議会におきましては、今後の行政機能の在り方を踏まえて、組織再編というところをしっかりと強化していただくというか、具体策なんかもお出しただけると、行革の実施状況なんかも監視いただいて、これどうなっているんだ、どういうふうに進捗しているんだということとかを御議論いただくのが本来の役割じゃないかなあと思っています。

今だと、公共施設アクションプラン見直し委員会みたいな形になっちゃって、具体的にせっかく立ち上げていただいたのに、もうせっかく要綱から条例に昇進させて取り組んでいこうというところなのに、何かもったいないなあという気がしていたんです。なのでぜひとも、今回、審議会の委員さんは財政面でもプロの知識を持った方がいらっしゃるとお聞きしてまして、そういった部分もアドバイスをいただけたら、いい御意見が出していただけるんじゃないかなあと期待申し上げておりますので、ぜひとも前向きに、せっかくの審議会です。より有意義な審議会となりますよう御期待を申し上げます。

そして、どこかの段階で、今非公開ですけども、どこかの段階できちっとお出しいただくということはお考えか、ちょっとお聞かせいただきたいなと思いますのでよろしくお願ひいた

します。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 諮問した限りは答申という、今度答えが返ってまいりますので、その間の審議のときには私同席はいたしておりません。メンバーには入っておりませんので、今度答申結果を受けましたら、媒体を使いながら、ホームページでありますとか、そこで公開をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。

では、最後です。先ほども町長の答弁にありましたように、議会には十分理解してほしいということでありましたし、議会は行政と一緒にというふうなこともありまして、私が御質問させていただいた大きく3点目かなあと思うんですけれども、それに関しましては議会も承知いたしましたというお返事をさせていただけたらなあと考えております。

また真剣なお取組を御期待申し上げまして、私、木村千秋の一般質問を終わりたいと存じます。ありがとうございました。

○議長（富田栄次君） 6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） 議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

不破の滝を含む周辺地域の整備について、早野町長にお尋ねします。

垂井町の魅力は多岐にわたりますが、私は、その中でも特に、豊かな自然と触れ合えることが大きな魅力であると考えます。垂井町のホームページには、垂井町移住・定住サポートサイトがあります。この動画を見ても、豊かな森林や美しい花などが映し出され、自然の癒やしを感じるすばらしい映像です。垂井を訪れる人や移住を考える人々にとって、垂井町の名所は垂井町の玄関口といっても過言ではありません。

そこで、垂井町の名所について、垂井町のホームページの観光ガイドで調べてみました。不破の滝や青羅公園が紹介されています。しかし、現地に行ってみると、滝の近くでは落石の危険があるため立入禁止となっており、青羅公園についても、私が行ったときには立入禁止となっていました。途中の林道についてもしっかりと整備を進めていく必要があると感じました。

不破の滝を含むその周辺は、揖斐関ヶ原養老国定公園に含まれます。国定公園は、国立公園に準ずる自然の風景地で、環境大臣が指定し、都道府県が管理するものとなっています。また、自然公園法では、優れた自然の風景地を保護し、快適な利用を推進するとしています。このことから、不破の滝やその周辺の自然環境の保護と利用される方々の安全をしっかりと確保し、快適な利用ができるよう推進する必要があると考えます。

国定公園の整備と保全には、お金と長い時間を要することは承知しています。しかし、伝説のある不破の滝とその周辺は、伝説とともにその優れた自然の景観をしっかりと整備し、後世

に残していく価値があると考えます。荒れ果ててしまう前に、整備計画について所管の県に働きかける必要があると考えます。その点についてお尋ねします。

次に、先ほどの質問の一部にも含まれる青羅公園についてですが、観光ガイドによると、キャンプやバーベキューについても事前に連絡すれば可能のようですのでお尋ねしたいと思います。コロナ禍の中で生活様式に変化があり、キャンプの需要が高まっています。他市町を見ても、近くの池田町さんでは、株式会社ヒマラヤさんと株式会社大垣共立銀行さんによる大津谷公園キャンプ場有料化に向けた実証実験をされています。このような形で、将来にわたって安心・安全に利用できる公園づくりを目指して取り組まれている例もあります。このような例を参考にされてはどうかと思いますがいかがですか。

最後に、SDGsの観点からお尋ねします。国際連合広報センターによると、SDGsは全ての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための青写真のことで、国定公園を整備し、誰もがその優れた風景地である国定公園を快適に利用できるようにすることは、SDGsの理念にも通ずるものがあると考えます。デジタルトランスフォーメーション、情報技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させるという概念ですが、このDXがコロナ禍の中、一気に進みました。このことにより、一方で自然と触れ合う時間を大切にしたり人や自然に癒やしを求める人々が増加しています。

このことから、国定公園である不破の滝周辺を整備することにより、遊歩道の散策や滝の音、豊かな自然と触れ合うことなど健康的な生活を確保し、福祉を推進することにつながると考えます。そして、訪れる全ての人々に癒やしの場所を提供することにもつながります。SDGsの観点からも国定公園である不破の滝周辺の整備をすることは有用であると考えますが、この点についてもお尋ねします。

○議長（富田栄次君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 江上議員の御質問、不破の滝を含む周辺地域の整備についてお答えをさせていただきます。

1つ目の、自然公園法に基づき、荒れ果ててしまう前に所管である県に働きかける必要があると考えるかどうかという御質問でございますが、不破の滝は、落差15メートルある古くから親しまれた滝であり、観光資源としての魅力を十分感じております。また、不破の滝を含む揖斐関ヶ原養老国定公園は、北は揖斐川町から南は海津市まで2万219ヘクタールの広さで、基本管理、整備は岐阜県が行っております。

県では、自然との触れ合いの推進及び自然環境の保全、再生を図るための地域の目標を明らかにし、目標を達成するための事業を重点的かつ計画的に実施するため、自然環境整備計画を策定しています。その計画では、計画期間を令和3年度から令和7年度とし、東海自然歩道の整備を中心に看板の設置、公衆トイレの改修などを予定しております。そのため、計画期間が始まったばかりであり、現段階での要望は難しいと考えております。しかし、今後動向を見極

めながら県に要望してまいりたいと考えております。

なお、国定公園の魅力発信につきましては、関係する市町と民間企業とで構成する揖斐関ヶ原養老国定公園協会において、国定公園カードの配布や遊歩道マップの発行などを行っております。今後とも、公園内の史跡や大自然を満喫し、親しみを持っていただけるよう引き続き連携して取り組んでいきたいと考えております。

2つ目の青羅公園について、将来にわたって安心・安全に利用できる公園づくりを目指して、池田町の例を参考に取組まれてはどうかという御質問ですが、青羅公園は、地元地権者の御協力を得て、昭和43年にトイレとベンチを、翌年に駐車場を整備し、以後、自然の中の憩いの場として親しまれております。コロナ禍以前には、ボーイスカウトや子供会などの皆様がよく御利用いただいておりました。近年は、議員御指摘のとおりアウトドアブームの高まりにより、多くのソロキャンパーに御利用していただいていると聞いております。

さて、池田町の大津谷公園キャンプ場有料化に向けた実証実験につきましては、株式会社ヒマラヤが実証実験における運営管理を、株式会社大垣共立銀行が実証実験における効果検証と評価を池田町から受託しております。大津谷公園キャンプ場は、これまで無料で開放されてきましたが、昨今のキャンプブームによる利用者の大幅な増加を背景に、ごみや炭の放置といった利用者マナーの悪化やコロナ禍により、昨年8月から使用禁止となっております。しかし、地域の財産であるキャンプ場の再開放に向け、ヒマラヤと大垣共立銀行が有料化実証実験の取組を池田町に提案し、実現に至ったと聞いております。

今後のアフターコロナを見据えたときに、アウトドアブームはこれからも継続していくと考えております。本町の豊かな自然は、今後の主流になると思われるマイクロツーリズム、いわゆる大勢や遠方へ出かけることなく小さな旅行を楽しむ理念にマッチし、有効な観光資源になると考えております。そういった中、気軽に自然に親しむことができる青羅公園の価値を再認識しております。今後、ソロキャンパーをはじめとした利用者が快適に御利用していただけるよう、池田町の例のようなアウトドアに精通した方々の意見も頂戴しながら段階的に整備してまいりたいと考えております。

3つ目のSDGsの観点からも、国定公園である不破の滝周辺の整備をすることは有用であると考えているかどうかという御質問ですが、SDGsとは、2015年の国連サミットで採択された誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、2030年までとする国際目標です。また、DX、デジタルトランスフォーメーションとは、データとデジタル技術を活用し、社会のニーズを基に行政サービスを変革するものです。

DXの推進は、コロナ禍においてますます加速しており、実際、町におきましてもウェブ会議やオンライン申請、キャッシュレス決済などコロナ禍以前にはなかったものが当たり前となっております。

一方、デジタル技術の活用は、無機質な環境を生み、その反動として五感を刺激する自然との触れ合いを大切にし、癒やしを求める人々が増えているとも考えられます。本町の豊かな自

然は有効な観光資源であり、町内外の方々に大いにアピールできるものです。近年では、ワークとバケーションを合わせたワーケーションという言葉が生まれ、特にコロナ禍では、自然の中で働くという選択肢が示されております。ワーケーションは、生産性が上がると感じられている人も多いと聞いております。特に都市部の方々にとって、本町のような豊かな自然の中でリフレッシュしながら働くことは、ストレスが軽減され効率よく仕事を進めることができるのではないかと考えております。そのような働く環境をPRすることは、本町を移住の候補地として考えていただけるきっかけとなり、ひいては移住につながると考えられます。

しかし、不破の滝周辺の整備につきましては、観光資源としての魅力を十分感じておりますが、不破の滝周辺は個人の所有物であり、過去には所有者の御協力の下、町が整備した経緯もございますが、大雨によりすぐ傷んでしまうなど気象や自然環境に大きく影響されます。そのため、安全な観光をしていただく観点からは非常に厳しいものがあります。しかし、SDGsの理念である持続可能な社会を実現するためには、町内外の多くの方々に本町に関わっていただくことが大きな解決手段になると考えております。

議員御提案のとおり、本町の豊かな自然を有効活用し、積極的なPRを行うことにより、交流人口や関係人口を増やしてまいりたいと考えております。そのため、青羅公園をはじめ、できるところから整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） 再質問をさせていただきます。

3点ほどお答えをいただいたわけでございますけれども、まず初めに申し上げました町のホームページ、観光ガイドですね。どのようなことが書いてあるかと申しますと、これはホームページから引っ張ってきたんですけど、例えば不破の滝、高さ15メートルのこの滝は、溪流に沿って緑に覆われた林道を上り詰めたところにあり、白いしぶきと揺れる緑、そして身が清められるような滝音を楽しむことができますというふうに御紹介をされているわけでございます。

実際に現地に行ってみますと、ちょっと写真も撮ってきたんですけど、ごめんなさい、小さくて見えませんが、隅のほうに、落石の危険があるため立入禁止、垂井町というふうに書いてあるわけです。一方、ホームページにはこのように紹介がしてあって、それでいわゆるインターネットでブログを書いておられる方がたくさんおられます。その中に、何人か現地に行ったんですけども、2つほど紹介したいと思いますが、1つは、看板も左に寄せられていて、もし行きたいのなら自己責任でどうぞという意味にも取れますというのが1つありました。もう一つは、行政の責任回避処置の一つだろうと判断して、滝つぼまで下りましたというふうなことが書いてあったんですけども、町長、これは行政のトップとしてどのように感じられますか、ちょっとお答えいただきたいなと思います。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 現場の状況と、それからホームページで公開しておると、大変今の議

員の御質問の内容を聞いて、本当に現場に合っていないものを公開しておるようではいかんということを認識いたしております。これは早急にホームページのほうを何らかの、削除するなりの手だてが必要かなというふうにお聞きをしておりました。

一方で、SNSからのどなたが書いていらっしゃるかわかりませんが、今、少し脱線するかわかりませんが、そのお答えも、今申しましたようにホームページの関連と現場と違っているということからのお怒りと想像されますことから、大至急その手だてを講じてまいり所存でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） ただいま、町長のほうからホームページを削除せんといかんのかなというふうなお話をいただきましたけれども、ここは国定公園に指定をされておまして、垂井町の昔から非常に有名な観光名所なんですね。だからそういうことではなく、先ほど課長の答弁にも令和3年から令和7年での、いわゆる緒に就いたばかりのことであるからすぐには難しいよというふうなお答えもいただきましたけれども、これは、ちょっと時間が大分なくなってまいりましたのであれですけど、先ほど申し上げました自然公園法の概要を読みますと、国定公園というのは、あくまでも国立公園に準ずる自然の風景地ということで、環境大臣が指定し、都道府県が管理をするということになっております。

ですので、かといってこの現状は町じゃないと分からないのかなと。県に働く立場の方、いろいろいらっしゃるかとは思いますが、ここは町長から、申し訳ないですけどこんなにひどい状態だということの説明をしていただいて、決してその名所のホームページを削除するなんてことじゃなく、もう少し積極的に県のほうに働きかけをいただいて、整備をきちっとしていく。いわゆる林道から何からひどい状態です。一方、夏場になりますと避暑地といえますか、他府県ナンバーも含めて若いグループの方とか家族連れが訪れるというところでもあります。その点どのように考えられますか。町長、お答えをお願いします。

○議長（富田栄次君） 産業課長 小竹武志君。

○産業課長（小竹武志君） 江上議員の御質問にお答えさせていただきます。

県のほうにおかれましては、先ほど申しますように自然環境整備計画を策定しておまして、現在、その計画に基づいて整備等を進めていただいているところでございます。

その計画の中では、町としましても何もやっていないというわけではございませんで、東海自然歩道の沿道にあります藤の森公園の周辺の整備なんかはこの計画に入っております。今年、あずまやですとかトイレの整備を行っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 県の働きかけでございますが、一度、現場の画像なり撮って、まず陳情を申し上げたいということをお答えさせていただきます。

それから不破の滝、私も存じ上げておりますし、それから過去の台風、大雨の関係で当時産

業課におった折にも滝つぼに入るところの橋脚、橋を2回ほど架けさせていただいたのに、全部やっぱりそのときちょうど大雨が降る時期だったかも分かりませんが、2度とも流されてしまったという経緯がございまして、その後そのままにしておいた状態から現在に至っておるといふ現状でございます。

したがいまして、その後にもまた滝を持っていらっしゃる所有者につきまして、今何か事業計画がなされておるといったようなことから、その内容について地元の方々にも、これまで長く慕われてきた滝を地域の力で何とかその所有者の方々との話し合いなりしていただいて、今の景観が保たれるような状況はということも、私直接地元の方々にも数名の方にお問い合わせの経緯がございまして。

そして併せて、この間、沙羅林道の千本桜の補植のときにも山に携わる方々が全員そろわれましたので、そういったことについても地域から、行政でも駄目な場合は地域に住んでいらっしゃる方々のお力添えも賜るといふことでお願いもしてきた経緯がございまして。したがいまして、私有財産の部分が、そういったことのお力添えを賜りながら、その上で、了解を得た上での次のステップに入るといふことになろうかと思っております。

ただ、冒頭申しましたように、現状については県の担当官のほうに現状の陳情をすることについては、この場で申し上げさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） 町長のほうから、県にしっかりと責任を持って働きかけるよという話をいただきましたので、その点については安心しましたけれども、ぜひこの現状を説明していただきたいし、一度町長、三現主義を標榜されておられますので、ぜひ現地に行かれて見ていただきたいと思っております。

それと、ちょっと時間あと5分しかなくなりましたが、青羅公園の件でございますけれども、こちら先ほどの課長の答弁に、今後ソロキャンパーが使えるようなふうに整備したいと言われましたけれども、現状、このホームページを見て行っても、入り口が入れないような、立入禁止になっておりますので、その辺のこともきちっと考えていただきたいし、先ほど申し上げましたように、池田町なんかは先進的にこういったことを進めていって見えるわけです。

町長として、何かこういうふうにしたんだというような思いがあればお聞かせいただきたいなと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） たしかに議員がおっしゃったとおりに、お隣の町でもキャンプブームのあおりで非常ににぎわっておるといふこと、私も同感でございまして、そう感じておるところでございます。

特にコロナ禍で見えてきたことというのは、全国の市町村長皆同じだと思いますが、結局、コロナが今回もたらした内容の一つの大きなところは、密の地域が地震、それから感染症等に非常に弱いということを露呈したような状況下というのは、これは皆さん感じられたことかな

あとというふうに思っております。人々の考え方、目は、したがいまして、過疎といえますか地方の密にならない地域に向かったということが一つ言えるのではないかなというふうに思っております。その結果がお隣のブームにもつながったということでございます。

したがいまして、垂井町にも朝倉からいろんな広い広場がございますので、副町長、私はその折には現場に出向きませんでしたけれども、キャンプ用品のメーカーにも現場を見ていただくなりして、あちこちもう試行錯誤させていただいております。

今回御質問の青羅公園につきましては、私も産業課時代長だったんですが、トイレの状況では、今のキャンパーといわれる方々がとても用を足せるような施設ではございません。その辺については、先ほど来課長も申しておりましたけれども、高まり等々を鑑みながら、財源的なこともございますけれども、その辺のことを十分調整して、きれいな青羅公園にしていきたいという思いでございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（富田栄次君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富田栄次君） しばらく休憩いたします。再開は10時55分といたします。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行いたいと思ひます。

私、かねがね農林についての現状と、将来を少なからず危惧する者として、今回は農地に関してのお尋ねをしてみたいと思ひます。

ほ場整備等が実施された区域外の農地と市街化区域内農地の維持・保全についてでございます。

昭和48年に着手されました町内一円というような大規模な県営ほ場整備事業農地は、723ヘクタール余りという資料にございます。それと、近年の栗原地区の経営体育成基盤整備事業、これの農地がほぼほぼ完成に近いんですけども104ヘクタール余り。それから、将来に向かっては、平尾地区において、現在計画されておりますほ場整備事業の区域外の農地ですね。それから、昭和46年に都市計画が打たれまして、線引きされました市街化区域内農地、また都市計画区域外における、いわゆる東海道本線下り線の北側になろうかと思うんですけども、区域外におけるほ場整備除外農地の維持保全について。

あわせて、農地に水は欠かせないものですが、特定、あるいは小規模な用排水路、取水施設及び大谷ため池用水の維持保全についてもお尋ねをいたします。

今特定しました農地、農業施設についての町の取組やお考えを、町全体を捉え、最大公約数

的にお伺いするべきとは思いますが、町内それぞれの地域、それぞれの課題、問題、実情があります。的が絞れず総花的になるのではというのでは今後のためならずで、何らの進展も期待できないのではないかと。よって、具体的で切実な状況を強く御理解いただくために、宮代地域の現状を基に質問をいたします。よろしくお伺いをいたします。

質問に入ります。

立地条件、農業生産条件が不利な状況、農業の担い手の高齢化と減少の進行、それらの諸要件の中、耕作放棄地の増加が懸念されるわけでございますが、そうならないための事前のいろんな諸施策があるかと思うんですけれども、その状況、対策の内容をお伺いいたします。

次に、農地の老朽著しいインフラ ―― 農道や用排水路等でございますが ―― の維持・保全に係る支援策の現状と垂井町独自のローカル施策の取組はと、この内容もお伺いをいたしたいと思っております。

それから、大谷ため池用水、大谷池がございまして、そのため池の水を利用した用水ですね。これは宮代地域の市街化区域を經由して、排水兼用水路となって住民生活にも貢献していると思っておりますけれども、脆弱な用水組合の財政基盤に対する支援策、これは現状どうなっているのか尋ねをいたします。

それから、農業・農村の有する多面的機能への期待と確保策はということで、ここで専門的な多面的機能という言葉が出てくるわけでございますけれども、多面的機能とは、水源涵養、洪水の防止、それから土壌の侵食や崩壊防止など、いわゆる国土の保全、それから自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、例えば雨乞い太鼓とか、そういうのがこの農地から派生する文化ですね。農村で農業生産活動が行われることによって生じる食料、その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能、これを多面的機能というふうに言っておるわけでございますけれども、その期待と確保策、これもお尋ねをいたします。

以上4点ほどまずお伺いいたしますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 執行部、答弁を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 私のほうからは、農業・農村の有する多面的機能への期待と確保策の関係につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るためには、それぞれ土地の状況に合わせた営農体系の構築が必要であると、そのように考えております。先ほど来、多面的についての御説明を賜りましたが、例えばほ場整備を行った農地につきましては、優良農地であり、地区ごとに集落営農組織、あるいは担い手農家の皆様が、米、麦、大豆作付の二年三作体系による土地利用型の作物について高い生産性を保っていただけるように、今後とも農協との合議体でございまず不破地域農業再生協議会を中心として水田をフルに活用し、例えばブロッコリーでありますとか、キャベツといった高収益作物を含めて農産物の出荷を促進してまいりたいと、

そのように考えております。

また、お尋ねにもございましたが、ほ場整備区域外の農地につきましては、小さい区画、あるいは不整形のために機械化による省力化が非常に難しい事情もございますし、また併せてかんがい施設の老朽化によりまして用排水が不便であるため、麦、それからお米、大豆作付には合わず、合理的な経営がなかなか厳しいため、集落営農組織での耕作が厳しい状況下でございます。

ただ、特に市街化区域内の農地でございますが、民家に近いということもございますし、それから、毎日通いやすいために、自家消費用の野菜を栽培するには非常に世話等々がしやすいという考え方、認識もございます。フード・マイレージ削減による低価格で新鮮な野菜を地元の方々に食べていただき、地域・風土に合った食を通して郷土愛を育むきっかけになることも、一方では期待されておるところでもございます。

農業・農村は、田んぼ、ダムなど豪雨時の洪水調整機能を有するなど災害対策に大きな役割も担っております。また、一方では、農地の荒廃は景観の悪化や害虫の発生など、地域の住環境を悪化させることも認識されておるところでございます。

農業はあぜの維持管理、そしてまた有害鳥獣防止柵の設置など、農村地域にとっては大きな負担にもなっておりますが、一方で地域の方々が地域を守るために、共同作業を行う地域コミュニティ醸成の場ともなっております。農業・農村を考えることは、地域コミュニティを考えることでもございまして、その枠だけにとどまりません。コロナ禍での人と人とのつながりが希薄化する時代だけに、自然の中で農地を守る活動が地域コミュニティの維持、あるいは地域活性化の一翼を担うことも期待をしておるところでございます。

農業は第1次産業と呼ばれ、産業の基盤となるものでございます。人が生きていく上でも必要かつ大切なものは、今テレビ等々でも報道されておるところでございますが、一般の市場でありますとか、海外に頼るのではなく、自分たちが暮らす地域でつくり出せる力を持つことでもございます。

日本の食料自給率、御案内のとおり38%、6割以上を海外に依存してやっつけていけるのかといったことも議論されておる昨今でございます。身近に食を支える生産者がおっていただけること、それがすなわち地域で暮らします安全・安心の根幹にもなるのではないかと、そのようにも認識をしておるところでございます。

垂井町は北の山間部から南の平野部へとそれぞれの地域の特性がございますけれども、垂井町といたしましても、その環境に応じた対応・対策ができるよう今後とも取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 私からは、若山議員の御質問のうち、1つ目から3つ目までをお答

えさせていただきます。

まず、本町の農地の現状につきましてお話をさせていただきます。

令和3年度現在、町全体の農地面積は998.6ヘクタールで、市街化区域を除く農地の面積が917.3ヘクタール、市街化農地の面積が81.3ヘクタールとなっております。なお、宮代地区の農地面積は100.8ヘクタールで、市街化区域を除く農地の面積が81.5ヘクタール、市街化農地の面積が19.3ヘクタールとなっております。

1つ目の耕作放棄地の増加が懸念されるが、そうならないための事前対策はという御質問でございますが、先ほどの別の御質問に対するお答えとかぶる部分がございますが、これまで町では、地域で農業を支え合うため集落営農組織の法人化を進めております。宮代地区では、東部や南部の耕作地につきましては、営農組合により効率的に耕作を行っていただいております。しかし、担い手の減少や高齢化により、宮代地区にもございます市街化農地、または条件の悪い農地は、耕作されずに草刈り管理のみを行っている農地が増えているのが現状です。

毎年農業委員会におきましては、農地利用最適化推進委員と協力し、宮代地区を含む全町を範囲として7月から9月にかけて農地パトロールを行っていただいております。実施に当たっては、年3回農地パトロール（利用状況調査）推進会議を開催し、実施方法などの確認、調査の報告、検討会を行い、現状と課題の整理、事後の対応などを協議していただいております。

農地パトロールで遊休農地と判断された農地につきましては、その所有者などに対し、今後農地をどのように利用するか意向調査を行っています。その後、その意向に基づき、農地中間管理事業の利用や必要な対応を行っております。

今後も地域の特性も踏まえながら、農業委員会をはじめ、農協や県、岐阜県農業会議とも連携を図りながら農地維持の促進に努めてまいりたいと考えております。

2つ目の農地の老朽著しいインフラの維持・保全に係る支援策の現状と独自のローカル施策の取組はという御質問ですが、地域共同で農地、水路、農道などの地域資源の保全管理などに取り組んでいただくため、国や県の補助制度として中山間地域等直接支払事業交付金、多面的機能支払交付金における農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同活動、施設の長寿命化）がございます。こちらは他地区と同様、宮代地区でも活用していただいております。

町といたしましても、国や県からの御指導をいただきながら、地域団体の合意形成の下、制度の趣旨に沿った主体的な活動に対し、町の負担分も含め補助金を交付しております。

また、町独自に農業者団体が自ら発注する工事に要する費用に対し、補助する制度も設けております。しかし、国や県の制度は、農振農用地の保全管理が大きな目的となっていることから、それ以外の農地では利用できない現状もございます。

また、土地改良区が管理されている箇所では、受益者の賦課金を基に、土地改良区が国や県、町の補助金を活用しながら地域資源を維持管理されていますが、宮代地区をはじめ市街化農地では活用しにくい実態もあります。そのため、町では、昨年度からこのような箇所での農道や水路の維持補修が行えるよう予算を確保し、地域の要望に応じ修繕などを行っております。

今後も財政厳しい折ではございますが、地域の農業者の皆様の声をいただきながら、工夫して取り組んでまいりたいと考えております。

3つ目の大谷ため池の適切な管理体制維持のためにも、しっかりとした支援策を講じるべきと考えるのがいかかという御質問ですが、大谷ため池を管理されている大谷ため池組合につきましても、離農者が増え、組合の構成員も高齢化し、土地改良区のような役割により農地の維持管理を行うことが大変厳しい状況であると認識しております。大谷ため池は昭和56年に整備され、集水面積116.5ヘクタール、受益面積40.6ヘクタール、貯水量16万1,000立米で、町内でも規模が大きい施設です。

防災機能につきましては、平成23年度に県の御協力の下、耐震調査を実施し、耐震基準を満たしていることが判明したところと聞いております。また、平成30年度に発生したため池災害を受け、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が施行され、ため池の適正な管理がより一層求められるようになりました。そのため、本年度には県の御協力の下、ため池豪雨解析を行い、洪水吐の機能、通水断面、堤体の余裕高など豪雨対策の基準を満たしているか、さらに調査を重ねております。

ただ、議員御指摘のとおり、大谷ため池の関連施設などにつきましては整備から約40年が経過し、老朽化が著しく、漏水などで機能していない施設もあると聞いております。維持管理されている組合の皆様のご苦労は並々ならぬものがあると感じております。

今後、町といたしましても、組合の皆様の声に耳を傾けながら、今後の農業施設維持のため、町としてできることを模索してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） 御答弁ありがとうございました。

非常にしっかりとといいますか、まだまだこれからもさらに充実させていくというような方向での答弁だったと思うんですけども、ここで再質問でございますけれども、時間も刻々と過ぎております。

まず、昨年からのインフラ関係の維持保全に関しては予算化されておることなんですけれども、例えば地元要望が上がってきても、いわゆる担当者の主観とか、そういった形でもって判断されるというような危惧がなされるわけでございます。したがって、しっかりとした維持保全に関する事業化をされて要綱等にそれが記述されるような、そういった一歩も踏み込んでいただきたいなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（富田栄次君） 産業課長 小竹武志君。

○産業課長（小竹武志君） 若山議員の再質問にお答えさせていただきます。

今現状としましては、確かに予算を確保させていただく中、農業者の皆様からの御要望に同じ対応しておるところでございます。

今後、制度化に向けましては、こういった制度を構築していくのがいいかどうか。また、先

ほどの御質問等にもございましたように、垂井町はそれぞれ地区の特性もございますので、そういったことも踏まえながら、今後調査・研究をしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） 再質でございますけれども、ため池関係です。

ため池につきまして、しっかりと対応されていると、耐震性もあるんだというようなことなんですけれども、年々歳々の維持管理につきましては、やはり組合員が堤体の除草とか、いわゆる全体の除草ですね。それから、重要なのは水位管理、雨が多いたときには水位が下がっているのが理想なんですけれども、そこら辺の管理も全て人手なんです、これ。

今流域で10.6ヘクタールですか、受益地。これは地元に聞きますと反当たり1,000円の利水料を徴収していると。10.6ですと10万円そこそこですわね、年間。そういう費用の中でこの組合は運営がなされているという実態もある面考慮していただきたいのと、これは堤体崩壊のときに、大変な垂井地区まで及ぶような洪水が発生する可能性があるということで、ハザードマップまで作られた経緯がございます。住民はそういった危険なため池の状態につきまして危惧するわけでございますけれども、町といたしましても、そういった一朝有事の際、危険なため池の日頃の維持管理、これはやはり組合員の目です。じかに現地に行って、その状況を眺めている組合員こそが知り得る話でございますので、ぜひそこら辺に関しましても、明確な要綱等をつくっていただいた状態での助成が必要だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 先ほども私、答弁で立たせていただいたときに少し触れさせていただきましたが、それぞれのため池の管理される方々、地域にお住まいの方々でございますが、いずれも地域で暮らす方々の支えがあってこそ成り立っておるということでございますので、制度的などういった要綱をつくり出すかというのは調査・研究をさせていただきますが、客観的に先ほど別の議員さんの中からもございましたが、いろんな制度に疲弊しているものからカスタマイズせざるを得ないようなものも、ため池に限らず多方面にわたっておる昨今でございますので、そこらもひっくるめた形で見直し等、手をつけられるものについては前向きな検討を進めてまいりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） ありがとうございます。

非常に心強く思っておる次第でございますけれども、次に、農地の利用におきまして地産地消という言葉が常に出てくるわけでございます。特に市街化区域内農地、こういったところは自家生産もひっくるめて、割とショップに提出されるような野菜、総菜ですね。そういったものも生産されているという実態がございます。

そういった地産地消の推進、こういったことについて、どうしても国策やらいろいろあるんですけれども、町独自の魅力あるやる気を起こすような奨励策を構築して、一人でも多くの就

農者を確保していく必要があると私は思っておるんですけども、そこら辺、町としての御所見があればお伺いしたいなと思います。

○議長（富田栄次君） 産業課長 小竹武志君。

○産業課長（小竹武志君） 若山議員の質問にお答えさせていただきます。

やはり担い手等が減少している中で、新たに農業に関わっていただく方をいかに確保していくかということは、町としてもすごく大きな命題だというふうに考えております。そのため本年度、その一助になればという思いで第6次産業化に伴います補助金を制定させていただきました。

そちらにつきましては、自ら生産されたものを加工して販売される場合に、そこにかかります経費について補助金を交付するという内容でございます。やはり生産された方の価格を保証していかないと農業に関わられる方のやる気もなくなっていく部分もあろうかと思っておりますので、そういった制度も構築しながら、またその他いろんな方策についても、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（富田栄次君） 4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） ありがとうございます。よろしくお伺いしたいと思います。

時間もあと1分でございます。終わりでございますけれども、国・県・町が一体、あるいは連携、分担して進められております各種農業施策は着実に継続していただくとともに、垂井町独自のローカル施策も積極的に発掘していただき、あわせてSDGsの農業、食料、環境などの分野にも適合させ、きめ細かく血の通った農地の持つ多面的機能も持続的に発揮できるような政策実現と維持に御尽力をくださるよう期待して質問を終わります。

○議長（富田栄次君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 7番 中村ひとみでございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき大きく2点について質問を始めさせていただきます。

まず1点目、おくやみコーナーの窓口設置についてお伺いたします。

現在、家族を亡くした遺族が行う行政手続の負担を軽くしようと、全国の自治体ではおくやみの専用案内窓口を設ける動きが広がっております。具体的には、おくやみコーナーといった名称で必要な各種手続をまとめたおくやみ手続ガイドブックを作成し、部署や階を移動せずに済むようにしています。

例えば利用者がコーナーを訪れると、最初に専任の職員が生前に受けていた福祉サービスの種類などを聞き取り、必要書類や関係する課をリストアップし、必要な書類をまとめて印刷して渡します。さらに各課の職員が順番にコーナーを訪れるので、階や部署を移動する手間がないということです。先進地の担当課長は、コーナーを作るのに高額な予算は必要なかった。一手間かけることで家族を亡くした遺族の負担が軽減されればと話しておられます。

このおくやみコーナーの設置の先駆けは、2016年に始めた大分県別府市で、窓口のたらい回しによる遺族の体力的・時間的な負担を減らそうと若手の職員が発案したものであります。

そこで1点目、本町の年間死亡者数の推移と手続の課題について伺います。

2点目、本町におくやみコーナーの専用窓口の設置を提案いたします。

全国では、大分県別府市をはじめ鳥取県出雲市、また近くでは三重県松阪市においても実施をされています。また、専用窓口を設置することにより、手続の必要な階の案内と関係書類の作成を職員が補助することで手続の時間が短縮され、町民の負担が軽減されます。また、申請には予約制を取ることで待ち時間をなくし、推進できると考えます。町民サービス向上策として、職員の努力で高額な予算をかけずに実施できる町民サービスと考えます。当局の見解を伺います。

続きまして、大きな2点目といたしまして、HPVワクチン今後の課題について伺います。

子宮頸がんは子宮の入り口部分である子宮頸部にできるがんで、今も年間約1万人近くの女性が子宮頸がんにかかり、約2,800人も女性が亡くなっています。子宮頸がんの原因であるHPVの感染を防ぐHPVワクチンは、国の2011年度からの基金事業を経て2013年に定期接種となり、小学6年生から高校1年生相当の女子は、接種を希望すれば無料で接種が可能となっています。

一方で、2013年6月よりは国は積極的勧奨を差し控えるとしたため、多くの自治体が対象者への通知をやめてしまい、基金事業の際に7割近くあった接種率が1%未満まで激減しておりました。国は昨年10月と今年1月の二度にわたり、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応及び対象者等への周知について通知を発出し、市町村にHPV定期接種対象者への情報提供の徹底を求めました。これは積極的勧奨差し控え以後、最も大きな方向転換と言えます。

本年5月1日の共同通信の報道によりますと、厚労省の集計ではHPVワクチンの接種者数が大幅に増えており、2016年頃に1%未満と低迷していた接種率も、その後、増加傾向が続いており、昨年10月から12月頃には、接種率が20%近かったといった担当者のコメントも掲載されておりました。

そこで、昨年10月に国から対象者へ情報提供に関する指示がありましたが、それに対する本町の対応と今後の予定は。

2点目、本町における通知実施世代における令和2年度の接種率及び通知未実施であった令和元年度の同対象者の接種率は。

次に、キャッチアップ接種の必要性についてですが、HPVワクチンに関する接種の高まりを受け、定期接種の対象年齢を過ぎてしまった高校2年生以上の町民の保護者から相談も増えています。2013年6月以降、積極的勧奨の差し控えにより、本町でも対象者への個別通知を取りやめました。そのため必要な情報が行き渡らず、多くの対象者が必要な情報を得ることもできずに接種機会を逃してしまいました。

昨年10月の大阪大学の研究チームが発表した積極的勧奨差し控えによる影響に関する推計に

よりますと、2000年から2003年生まれの女子のほとんどが接種しないまま定期接種対象年齢を超えており、これらの世代が接種機会を失ったままでは、子宮頸がんの罹患者は約1万7,000人、死亡者は約4,000人増加する可能性が示唆されております。昨年度高1である2004年度生まれも接種率の回復は限定的でしたので、このままですと、今後さらに増加することが懸念されます。

本来なら定期接種の対象期間内に必要な情報を得て、接種について判断すべきであったところを、その情報を得られずに接種の機会を失った人たちは、改めて接種を受けられる機会が提供されるべきだと考えます。国の積極的勧奨差し控えの決定が発端ではありますが、本来、定期接種期間内に対象者にしっかり周知をすることは市町村長の義務となっています。自費で接種する場合、3回で約5万円がかかります。自費で接種するにはあまりにも高額のため、費用が原因で接種を諦めたといった声や助成を求める署名運動も起こっているようです。知らない間に定期接種期間を過ぎてしまったといった対象者に対しては、本町独自で救済制度を設けることはできないでしょうか。

既に栃木県日光市では、高校2年生相当から19歳について接種費用の半額を助成する独自助成事業を実施しています。また、対象年齢は違いますが、栃木県小山市や千葉県浦安市などでも助成事業を実施しているようです。

そこで、3点目といたしまして、他市町村先進自治体のようにHPV定期接種対象年齢を過ぎた町民に対し、接種費用負担の一部でも補助することについてどのように考えるか、当局の見解を伺います。以上です。

○議長（富田栄次君） 住民課長 多賀靖君。

〔住民課長 多賀靖君登壇〕

○住民課長（多賀 靖君） 中村議員の御質問のうち、1点目、おくやみコーナーの窓口設置についてお答えさせていただきます。

年間死亡者数の推移ですが、令和元年351名、令和2年304名、今年は11月末までで310名といった状況であり、毎年約300から350の方が亡くなられております。

死亡後の手続の課題といたしましては、独り暮らしの高齢者が増加傾向にあり、手続を行う方が高齢者、遠方の方、また故人とは遠縁の方など様々なケースが増えてきたことが上げられます。

垂井町では、おくやみコーナーは設置してございませんが、御遺族の方が役場での手続をスムーズに行えるよう、死亡届の手続の際に「死亡届を出された方へ」というしおりをお渡ししております。故人の年齢や状況に応じてチェックしながら確認ができ、担当窓口、案内図が掲載してあるものでございます。

なお、役場の正面には証明発行の窓口を設置し、その隣には保険年金係と高齢福祉係を配置し、死亡後の手続や住民異動届を出された方が、できるだけ窓口を動かずに手続ができるよう動線を考えておりますし、特に保険年金、高齢福祉の窓口では、職員が入れ替わり対応をして

おります。さらに届出書を書いていただく手間を省くために、必要となります異動届を複写式とし、国民健康保険、介護保険については異動届の記入が不要となるように配慮しております。

限られた職員数の中ではございますが、対面により個々の状況に応じたきめ細やかな対応をしていくとともに、今後は行政改革の中でも研究・検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは中村議員の2つ目の御質問、HPVワクチン今後の課題についてをお答えさせていただきます。

議員の御質問の冒頭、子宮頸がんについて御説明がございましたが、このHPVワクチンにつきましても、このワクチンを接種することにより、ヒトパピローマウイルス感染症の感染を防ぐことで子宮頸がんの罹患を予防するものでございます。

平成25年4月に定期接種に位置づけられましたが、ワクチンとの因果関係を否定できない疼痛やアナフィラキシー、手足の力が入りにくくなるギランバレー症候群といった症状の発生が明らかになったことから、同年6月には、積極的勧奨を差し控える勧告が厚生労働省から発出されました。

しかしながら、厚生労働省では、関連する審議会の中でHPVワクチンの有効性、安全性に関する評価、ワクチン接種後に生じた症状への対応、ワクチンについての情報提供の取組などについて継続的に議論されてまいりました。その結果、最新の知見を踏まえ、改めてHPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、引き続きHPVワクチンの安全性の評価を行っていくことなどを踏まえつつ、勧奨の再開が決定されたところでございます。

さて、議員御質問の1点目、昨年10月に国から対象者へ情報提供に関する指示がありました。それに対する本町の対応と今後の予定はについてでございますが、昨年度11月に小学6年生から高校1年生に当たる平成16年4月2日から平成21年4月1日生まれの女子のうち、一度も接種されていない663名に対し、また今年度4月には、小学6年生に当たる平成21年4月2日から平成22年4月1日生まれの女子132名に対し、厚生労働省が作成したリーフレット、小学校6年から高校1年相当の女の子と保護者の方へ大切なお知らせを郵送したところでございます。

次に、2点目の御質問、本町における通知実施世代における令和2年度の接種率及び通知未実施であった令和元年度の同対象者の接種率についてでございますが、令和元年度の接種率は、当時中学1年生の女子1名のみでございました。令和2年度では、リーフレットをお送りした5学年全体で見ますと、本年11月30日時点での対象者671人のうち接種者は16名、接種率は2.4%でございます。

次に、3点目の御質問、他市町先進自治体のように、HPV定期接種対象年齢を過ぎた町民

に対し、接種費用負担の一部でも補助することについてどのように考えるかについてでございます。

現在、厚生労働省では、令和4年度からの実施を視野に、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した世代への対応について議論がなされているところでございます。その結果によりましては、当町における独自の助成についての協議の必要性も視野に入れて進めてまいります。

いずれにいたしましても、今後の国の動向を見極めながら、対象者への接種勧奨並びにリーフレットを活用した情報提供など適切に対応してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 7番 中村ひとみ君。

○7番（中村ひとみ君） 丁寧な御答弁、ありがとうございました。

おくやみコーナーについてですが、本町の対応としては、既に皆さんに寄り添った対応をしていただいているようで、町民の皆さんからは親切に大変丁寧であると好評を得ております。しかし、町民の立場に立って、今後さらに、できたらワンストップでできる体制をぜひとも研究していただき、実現に向けて整えていただきたいと思います。これは答弁はよろしいです。

2点目のHPVワクチンについてですが、1点目の情報提供はどうされたかという点につきましては、国からの急な指示があったにもかかわらず、町民に不利益が生じないよう迅速に対応していただきましてありがとうございました。

3点目ですが、国が積極的勧奨の再開に当たって定期接種対象世代だけではなく、十分な周知を受けることのないまま接種機会を逃してしまったこれらの世代にも、ぜひ定期接種と同様の接種の機会を設けるようお願いするとともに、これは先ほども課長が申されたように、国の動向にも注目していくことではありますが、救済措置の方向へ要望をしてみたいと思います。

確認ですが、積極的勧奨が再開され、この制度の趣旨を踏まえ、これまで個別通知をしていた世代も含め、全接種対象者に対し、国の方針が変わったこと及び積極的に接種をお勧めする旨の分かりやすい訂正案内を速やかにお届けするべきだと考えますが、この際には広報やホームページなどではなく、着実に対象者及び保護者の目の届くような対象者宛への郵送通知で実施するような形を取っていただけのでしょうか、確認です。お願いします。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 中村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

この勧奨につきましては、国の通達にもなるべく個別に御案内をするようにとの指示も来ておるところでございます。

もともと垂井町におきましては、予防接種の勧奨につきましては、対象者となるお子様宛てに個別ではがきにて勧奨を行っているところでございます。こちらのHPVワクチンにつきましても、対象となるお子様宛にはがきによる勧奨通知、また厚労省が作成しておりますリーフレットを併せてお送りすることで、こちらのワクチン接種についてお考えいただけるような機

会を設けていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 7番 中村ひとみ君。

○7番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

接種の勧奨再開が決定はされましたが、先ほど答弁にもありましたように、一方では、接種後の症状を訴える女性らが国と製薬会社を相手に起こした集団訴訟は現在も続いている状況であります。だからこそ、これから接種を希望する人や保護者に対して接種の効果や副反応、健康被害が起きたときの救済制度などの情報を速やかに提供し、安心して接種が受けられる体制を整える必要があると考えます。これを要望として私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（富田栄次君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時48分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

13番 栗田利朗君。

〔13番 栗田利朗君登壇〕

○13番（栗田利朗君） 13番 栗田利朗でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

文化財について。

1つ目として、菩提山城跡地ハイキングコース等の整備についてお伺いいたします。

菩提山城跡は、昭和32年6月に町指定の文化財になり、昭和53年にはハイキングコースもできました。以来、文化財整備事業に力を込められてきました。

平成24年3月からは、所有者、管理者が垂井町となり、菩提山登山路愛護会、岩手まちづくり協議会、竹中半兵衛重治公顕彰会など、地元の皆様の協力で一段と力を込めてハイキングコースの階段造り、看板造り、草刈り、樹木の伐採など整備事業が進められてまいりました。

ハイキングコースができてから43年がたち、毎年、数回文化財整備事業を行っていますが、ハイキングコースの階段、看板等は修理・修繕等でなく造り直す時期に来ています。特にハイキングコースの階段等の崩れ、傷みが多く見られ、また看板の板とくいなど15か所ほど造り直さなければならない状態であります。設置後10年もたっていないところも壊れています。

町では、このような現実をどのように見ておられますか、お伺いします。毎年少なからず予算はつけられていますが、思い切った予算をつける考えはおありでしょうか、お尋ねします。

2つ目、史跡菩提山城跡地について。

私は、平成22年6月の一般質問で、菩提山城跡地を国指定史跡にという質問をした経緯があります。標高402メートル、東西約150メートル、南北約300メートルの広大な天険を利用して、7つのくるわと多くの小削平地、堀切、縦堀などが巧みに配置され、堅固な造りと巧妙さは類

を見ない規模で、西美濃最大級の山城であると評価されています。城研究家の一部の人々は、国指定史跡になるくらいの山城であると現在も言われています。将来、国指定の文化財に申請するお考えはありますか、お尋ねします。

○議長（富田栄次君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 栗田議員の1つ目の御質問、菩提山城跡ハイキングコース等についてお答えをさせていただきます。

菩提山城跡ハイキングコースは、昭和53年に開設し、竹中半兵衛重治公の居城跡がある山頂までを登るコースで、四季折々の自然に触れ、戦国時代に思いをはせながら登ることができます。山頂の菩提山城跡は平成24年に町が購入し、以後、有識者の御意見もいただきながら整備を進めてまいりました。

地元岩手地区におかれましても、平成26年の大河ドラマ「軍師官兵衛」の放送を見据え、黒田官兵衛と併せ「二兵衛」と称された半兵衛公にも大きくスポットが当てられることから、ハイキングコースに新たに2コースを追加整備していただき、コース内に看板も設置をしていただいたところでもあります。

町におきましても、地元の御努力に報いるべく階段設置や看板の追加設置など、ハイキングコースの整備を行ってまいりました。近年は数百メートル程度の低山登山を楽しむ方が増え、このコロナ禍で健康志向が高まり、多くの方々に菩提山城跡ハイキングコースを御利用していただいております。毎年地元の方々の御協力をいただきながら管理、整備を行っておりますが、多くの方々に御利用いただいております、また集中的に整備してから年数もたっていることから、コース内に大きく傷みが出ていることは認識しております。

そのため、先般は産業課の職員が地元の方々と一緒にハイキングコースを点検し、修繕箇所 の把握をさせていただきました。議員におかれましても同行していただいたと聞いており、この場をお借りしまして深く感謝申し上げます。

来年度以降、令和5年に放送予定の大河ドラマ「どうする家康」を見据え、利用者に安全かつ快適に利用していただくために、把握しました箇所を中心に継続的に修繕してまいりたいと考えております。

今後とも菩提山登山路愛護会、岩手地区まちづくり協議会、竹中半兵衛重治公顕彰会など地元の皆様の御協力の下、町内外に誇れる観光施設としてPRしていき、安全かつ快適に利用していただけるよう運営してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 生涯学習課長 川瀬桂一郎君。

〔生涯学習課長 川瀬桂一郎君登壇〕

○生涯学習課長（川瀬桂一郎君） 私からは、栗田議員の御質問の大きな2点目、史跡菩提山城跡地について、国指定の文化財に申請する考えはあるのかについてお答えをさせていただきます。

議員御説明のとおり、菩提山城につきましては、昭和32年に町の史跡に指定し、その後、平成24年に指定地の公有化を行い、現在、地元の方々の御協力により菩提山城周辺の雑木の伐採等を行っていただきながら、観光資源としてもとても魅力的な町史跡となっております。

平成8年度から岐阜県教育委員会が実施をしました岐阜県中世城館跡総合調査の委員であります滋賀県立大学の中井教授は、西美濃最大級を誇る優れた城館跡であり、国史跡としての価値はあるのではとのお話をされております。

今後、さらに歴史資料の調査を実施することにより、菩提山城の築城における経過経緯を明らかにし、また詳細な発掘調査や測量調査などを通して、城郭の範囲、残存状況などの調査結果をまとめることにより、国の史跡指定を受けられる可能性は高いと考えております。

菩提山城を含め、本町には優れた価値を有する文化財を多数有しておりますので、その保護や活用にも努めておりますが、その中でも来年度以降、平成18年に国の史跡指定を受けました美濃国府跡の史跡整備ですとか、中山道及び垂井宿にまつわる資料の調査や保存などについても進めていかなければならないと考えております。

数多くある事業を一度に行うことは難しいため、他の文化財に関する事業の進捗と併せ、菩提山城跡の国史跡への指定申請についても検討をしてみたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 13番 栗田利朗君。

○13番（栗田利朗君） 課長さん、答弁ありがとうございました。

ハイキングコースの階段についてですけども、再質問をさせていただきます。

昭和53年にハイキングコースができたときに、地主の皆さんの許可を得てハイキングコースが造られましたという答弁でした。

それでお伺いしたいのは、この間も今課長さんが言われましたとおり、役場の職員さんと私たちとで11月でしたけど菩提山城の整備について見に行きました。そこで、今鉄塔があるんですけども、そこから奥というか、城のほうに向かっての階段のところがひどく傷んでいて、1段が50センチぐらい高いところで、とてもやないけど行けそうにありません。

それで、私はハイキングコースの一部を変えてみたらどうですかということを思っています。全部変えるんやなしに一部です、あそこから上に。地主の許可も得られ、またお願いしてもらわなければならないとは思いますが、コースを変えるという考えがとおりでしょうか、お尋ねさせていただきます。

○議長（富田栄次君） 産業課長 小竹武志君。

○産業課長（小竹武志君） 栗田議員の再質問にお答えさせていただきます。

今現状としましては、現在ありますコースを点検させていただきましたので、その修繕しなければならない部分について修繕をしようというような考え方を持っております。

ただ、議員御提案のとおり、やはり安全に御利用いただけるというのが大前提でもございますので、もし今の鉄塔から先、現在のコースですと御利用していただく方が利用に不便という

ことであれば、当然地権者の御理解もございますし、地元の皆様の御理解も必要になってこようかと思いますが、そういったことについても、今後検討してまいりたいと考えております。その際におかれましては、また御協力を賜ればと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（富田栄次君） 13番 栗田利朗君。

○13番（栗田利朗君） 答弁ありがとうございました。

ぜひとも私はコースを変える考えを持っておりますので、検討していただきたいと思います。また、菩提山城の城跡については、中井先生からも早く国指定になるように、地元の皆さん努力してくださいという言葉も何回もこれまでに聞いておりますので、いろんなことをお聞きしますと、いろんなところが先に優先されて、なかなか菩提山城のほうまでは、今やっているところが片づいてからとかという話も聞いておりますけれども、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。以上です。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（富田栄次君） 11番 後藤省治君。

〔11番 後藤省治君登壇〕

○11番（後藤省治君） 11番 後藤省治でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。私の質問は、防犯カメラの設置推進についてであります。

それでは、質問の内容に入らせていただきます。

最近、高齢化の進行によっていろいろな事件が発生している。例えば交通事故においては、アクセルとブレーキの踏み間違いによるものなどはほとんどが高齢者の方の事故であり、その事故には、必ず相手方の不幸が伴っているものであります。また、高齢者を狙った電話での詐欺行為も多くなっており、注意を促す警察署からは放送が特に多くなっています。最近、巧妙になり、オレオレ詐欺から役場職員を名取る詐欺に変わってきているようでもあります。そして、お年寄りの行方不明者も多くなってきているように思います。もしところどころに監視カメラが設置されていればどれだけ安全かと思うと、命を守る防犯カメラは、今後はぜひとも必要なアイテムであると思います。

そこで、このような状況から、防犯カメラの設置推進について質問するものであります。

先月11月末から私どもの自治会、ユニチカパナタウンに防犯カメラが2基設置されました。非常に安心して生活ができると思っています。さらに28日には、お年寄りが集まるひまわりサロンがありますが、そのサロンで警察署から防犯についての講演会が開かれました。内容は詐欺の防止方法とか防犯カメラの設置についても、もっと推進することを願うとの話でありました。ぜひとも行政に進言してほしいというのをお聞きしております。

今までの設置までの経緯は、昨年令和2年度の行政要望の回答から始まっており、町行政の回答は「検討します」との回答であり、あまり親身な回答とは思えませんでした。別紙に令和

2年度の自治会要望に対する回答がありますので、ちょっと読んだほうが内容が分かりやすいので、その回答文を読みますと、「防犯カメラの設置は、その有用性は認識していますが、プライバシーへの配慮など注意すべき課題も多いのが現状です。現在、町では、道路上に防犯目的でのカメラの設置は行っていませんが、今後慎重に検討していきます」との答弁であります。

その後、警察署との交渉を続けました。今年になってやっと申請が受け入れられて取り付ける結果となりました。これも別紙につけました。私ども自治会長がその1年間をかけてカメラ設置事業に関わる記録がございました。

この記録の最初は、昨年12月垂井警察署生活安全課から、冒頭、街頭防犯カメラ設置促進事業についての提案がございました。自治会内では役員会を開き、また申請をし、近隣の方へのプライバシーの問題についての協議を続けてきたところでございます。それで1年かかってやっと今年の11月についたわけでございます。

町行政の回答にもありましたように、プライバシーの問題が最大のクリアする要件であります。最近では事件が発生しない限り、誰一人として見るできないシステムとなっております。もちろん自治会内の決議、住民への了解は十分な議論が終わっております。費用的にも全体で2基取付けで60万円ほどの費用が必要である。警察署の申請で半額程度の補助が出たそうであります。

昨年には、梅谷、大滝方面において行方不明者の方があり、警察、消防団、自治会の方の捜索において、総勢約6,000人の応援にもかかわらず発見されないままとなっております。もし自治会内とか、主要国道などに防犯カメラがあれば、結果は変わっていたかもしれません。命を守る防犯カメラは、これからのまちづくりの中ではなくてはならない器具となるのではないのでしょうか。

そこで、次に5点の質問をいたします。

まず1点目の質問ですが、防犯カメラの設置について、拡大推進を進めていく考えがあるのかどうか質問します。

2点目の質問は、現在、設置の垂井駅周辺及び垂井庁舎内のカメラについては、どのように運営しているのか質問します。今までに防犯カメラの内容を見たことがあるのか。あれば何回ぐらいあるのかをお尋ねします。

3番目は、昨年の行方不明の捜索については、結果的には見つからなかったが、その後の防犯カメラの設置は考えなかったのか質問します。

4点目は、ユニチカパナタウンのように設置を検討する自治会等に対して、補助金等を検討する考えはあるのかお尋ねします。

最後の質問で5点目ですけども、防犯カメラは警察との協議が必要であるが、今後の打合わせ等は考えているのかお尋ねします。

なお、答弁におきましては、できるだけ要領よく、検討しますではなく、何日までにどういうことを考えている、どうする。当分これはやらない、検討の話合いにならないというふうな

具体的な答弁でお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わりますが、御答弁よろしくお願ひいたします。

ちょっと追加、ごめんなさい、議長。

ユニチカパナタウンにできた入り口の柱に見守りカメラ、ユニチカパナタウン自治会というふうに入り口両サイドに看板をつけておりますので、ここへ入ればすぐに分かります。じゃあよろしくお願ひいたします。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

〔企画調整課長 小川裕司君登壇〕

○企画調整課長（小川裕司君） 私からは後藤議員の御質問、防犯カメラの設置推進について5つの御質問の中で、企画調整課が所管いたします4つの質問についてお答えをさせていただきますと思います。

まず1つ目の防犯カメラの設置について、拡大推進を進めていく考えについてでございます。

防犯カメラを設置するに当たっては、犯罪の抑止と検挙支援などの有用性とプライバシー保護とのバランスを図ることが重要でございます。特にプライバシーの保護につきましては、防犯カメラを設置する目的や撮影する範囲、撮影された画像の管理や保管方法、また利用や提供の制限など様々な課題が考えられます。

一方で、防犯カメラの有用性については十分に期待することができますことから、拡大推進につきましては、引き続き課題を整理しながら慎重に検討、判断して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3つ目の昨年の行方不明者の捜索について、その後の防犯カメラの設置の考えについてでございます。

防犯カメラを高年齢者等の見守りを目的として使用することは、不特定多数を監視することとなり、犯罪の抑止や検挙支援を目的として使用するときよりもプライバシーの保護についてより配慮が必要であること。また、行方不明者の捜索に活用するには、一部の地域だけでなく町内全域への防犯カメラの設置が整わないとその効果が十分に得られませんことから、別の手法により対応することが、現在のところは有益であると考えているところでございます。

次に、4つ目の設置を検討する自治会等に対して、補助金等を検討する考えについてでございます。

自治会が防犯カメラを設置する際の課題であるプライバシーの保護については、カメラの選定や設置箇所など地域住民の間での合意形成が図りやすいことから、比較的設置に向けた取組が進みやすいものと考えます。また、防犯カメラを設置することで地域の防犯意識の高揚、自主防犯活動の促進を図っていく上でも必要と考えますことから、今回の御提案も踏まえ、来年度に向け助成制度の導入を検討してまいりたいと考えております。

次に、5つ目の防犯カメラについての警察と共同した取組の考えについてでございますが、防犯カメラにつきましては、当然として警察や関係機関との調整が必要と考えますことから、

先般も垂井署の生活安全課長との調整を行ったところでございます。引き続き有用性とプライバシーの保護のバランスを図りながら連携して進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） ただいま検討という言葉をできるだけ避けてほしいという要望がございました。できるだけそのように努めていただけたらと思います。

続けて、建設課長 小森俊宏君。

〔建設課長 小森俊宏君登壇〕

○建設課長（小森俊宏君） 私からは、後藤議員2点目の御質問のうち、建設課が所管しております垂井駅周辺に設置されている防犯カメラの運営についてお答えいたします。

垂井駅周辺には、合計25台の防犯カメラが設置されています。運営に当たりましては、垂井駅周辺施設防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づき、適切な運用に努めているところでございます。その要綱第2条では、防犯カメラの設置及び運用に当たっては、住民のプライバシー及び肖像権を侵害することのないようにしなければならないと規定しています。

記録された映像の閲覧につきましては、要綱第8条第1項において、防犯カメラで撮影されている映像または記録媒体に記録された映像を閲覧する場合は、あらかじめ管理責任者の承認を得るものとしています。さらに同条第2項では、映像を閲覧する場合において、特定の個人の行動を閲覧してはならないと規定されており、閲覧ができる場合としましては、捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合、犯罪の発生、または発生するおそれがあると認められる場合、個人の生命、身体または財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合など、限られた場合のみ閲覧することができると規定されています。

次に、映像の閲覧内容と回数につきましては、主に警察からの刑事訴訟法に基づく照会による閲覧があります。その場合、建設課職員が機器の操作のために立会いをいたします。

平成14年に防犯カメラを設置いたしましてから、警察からの捜査を理由とする照会件数は、これまでに65件ございました。今後も防犯カメラと映像の管理につきましては、適切な運用に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） 後藤議員の防犯カメラの設置推進についての2点目の御質問、庁舎内の防犯カメラの運用につきましてお答えさせていただきます。

庁舎の防犯カメラにつきましては、庁舎建設と併せて庁舎への出入口やロビー、窓口、駐車場など11か所に設置しております。これらのカメラの映像につきましては、宿日直室でリアルタイムの映像が確認できるようになっており、庁舎管理に活用しているところでございます。また、カメラの映像は録画もされており、一定期間保存されております。

これまで垂井警察署からの依頼によりまして、放置車両の確認や役場庁舎へ来庁された方の

行方確認などで確認したことがございます。

今後におきましても、プライバシー保護に考慮しながら、なお一層、有効活用を図っていきたいと考えていますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは後藤議員の御質問の3点目、昨年の行方不明者の捜索について、その後の防犯カメラの設置の考えには基づきまして、先ほど企画調整課長が答弁を申しあげましたが、関連して行方不明者の早期発見に向けた健康福祉課の取組について御紹介をさせていただきます。

認知症による行方不明の事案につきましては、発見、未発見に関わらず、本人の安否以外にも、その御家族の心労の大きさも含め、大きな課題であると認識しております。

議員御指摘のとおり、人目の届かない箇所を防犯カメラで見守ることは、行方不明時における高齢者の早期発見のため、一つの効果的な手法であると考えられます。

しかし、もう一方で、防犯カメラの活用につきましては、プライバシー面の配慮などから限られた範囲での設置が想定されますが、行方不明となられる方々の行動範囲は想像以上に広く、町内だけにとどまらないのが実態でございます。

こういった状況を踏まえ、当町では、本年度から隣接する関ヶ原町や管内の垂井警察署と連携し、QRコードを活用した認知症高齢者の見守り事業や、同じく認知症高齢者等を対象としたGPS機器の購入補助事業をスタートしたところでございます。

これは対象となる方を地域全体で広く見守るための取組であり、行方不明時に必要となる情報を関係機関が事前に共有することにより、迅速な捜査活動に資するものでございます。加えてQRコードを活用した見守り事業につきましては、周辺市町を含め複数の自治体で実施されており、町をまたぐ広域的な対応も可能となってまいります。

当町といたしましては、このような取組を通して地域全体の見守り意識が高まり、高齢者が安心して生活できる町を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 11番 後藤省治君。

○11番（後藤省治君） 答弁ありがとうございました。

一部検討もありましたけど、2回目からは一問一答ということになっておりますので、簡単に質問し、簡単に答えていただければいいかと思えます。

まず1点目の質問についての拡大推進を進めていく考え方なんですけど、町長としてこの防犯カメラについて、そういった今の状況とこれからの犯罪抑止等についてのお考えをお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 町長としての見解についてのお尋ねでございます。

テレビで随分と隠しカメラとか、いろんなことをカメラで報道されるような番組があちこちで日常のように、他方では面白おかしく見させていただく場面もございますが、一方では、取締りの関係のところで顔をずうっとぼかしながら、犯人の顔も一切出さずといったようなことで、いらいらしたときの気持ちも今思い起こしながらお話をさせていただいております。

犯罪抑止の上では、確かにカメラの効果は絶大だということは、これは誰しも承知するところでございますが、一方でストリートビューといって道路を検索して、どうかすると自分のところの家であったり、玄関先までも何もかも全て分かってしまうという。唯一ナンバーをぼかしてあるのと、それから、そのときたまたま通られた方のお顔を消してあるというのを目にするんですが、住所を放り込むだけで全部居所まで、家の外装から建物まで全部分かるような、何か気持ちが悪いような気持ちも起きないでもない昨今でございます。

それが抑止につながる場面もあれば、片方でそういったことが潜んでおるといったようなことから、私、ある雑誌でも見ましたけれども、たまたまストリートビューにあって、車のナンバーと顔こそはぼかしてあったけれども、唯一、そこに干してあった洗濯物が映ってしまっておったというようなことから、裁判で争って数十万円の判決が下りたという記事を読んだことございます。

そういったようなことから、これから映られる方々の顔こそ表に出てなくても、そこを通ったたまたまの方が、私は精神的苦痛を受けたとかという訴えにも対応してくる必要性が、きちっと要綱なり、きちっと定めたものの中で運営していく必要があるかと思っております。

何も訴えのないときには、うまいこと世の中って全てがぐるぐる回んですが、片方だけの便利さ追求のことだけで進むと、片方でとんでもないリスクがあるという場面もあります。そういったときの対応はこういうふうにするんだという目的をきちっとしながら、それぞれの補助制度につきましても、その辺をしっかりとものを構築して御利用いただけるようなシステムを講じていきたいなというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（富田栄次君） 11番 後藤省治君。

○11番（後藤省治君） ありがとうございます。前向きの姿勢であることはよく分かりました。

1つだけ、垂井町と垂井署との連携、それから4番目の自治会に設置をするという補助金助成を来年度からやっていただけるということなんですけど、これは規則とか何かはつくられませんか。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

○企画調整課長（小川裕司君） 再質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

今、制度設計中でございます。この制度をお認めていただけるような運びになりましたら、そういった整備等を策定させていただきまして、助成についての手続等を決めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（富田栄次君） 11番 後藤省治君。

○11番（後藤省治君） すみません。もう時間がありませんが、あと1点だけ。

先ほど3番目の行方不明者の件で、QRコード活用事業をもう既に始めているというふうなことなのですが、実績は今出ていますか。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 後藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

11月末現在で現在4件の方から申込みを受け付けておりまして、既にQRコードを配付しているところがございます。以上でございます。

○議長（富田栄次君） 11番 後藤省治君。

○11番（後藤省治君） もう時間がないので、最後の質問にしたいと思います。

庁舎の中も確認されているという、先ほど答弁があったかと思うんですが、庁舎8件とホールが1件、全部で9件で、前にも一回質問をしておるんですが、台数は何台だったですかね、もう一回。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） 後藤議員の質問でございますけれども、庁舎の防犯カメラについては11台設置しております。

○議長（富田栄次君） 11番 後藤省治君。

○11番（後藤省治君） 前にも質問したんですけども、庁舎の外側はついていきますでしょうか。もうこれで最後ですね。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） 外におきましては、駐車場の入り口、それと宿直室の入り口にそれぞれ設置しております。

○議長（富田栄次君） 11番 後藤省治君。

○11番（後藤省治君） 以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（富田栄次君） 5番 藤埴理君。

〔5番 藤埴理君登壇〕

○5番（藤埴理君） 5番 藤埴でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問のほうを始めさせていただきます。

私のほうからは、学校教育におけるデジタル教育についてと題しまして質問をさせていただきます。

まず、令和3年度垂井町の教育、この本において2つの方針と4つの重点を掲げておられます。特筆すべきところは、2. 豊かな心の育成の中に、「ふるさと垂井」への誇りと愛着をもち、将来の夢や目標をもつ教育を推進するとあります。まさにこれは各学校において、コミュニティ・スクールとして地域の方々の御協力をいただき、伝統や歴史・文化の継承を通して豊

かな心が育まれていると実感をしておるところでございます。この心こそが垂井への愛着となり、将来、垂井に住み続けたいと願うのではないかと大いに期待をしております。

しかし、残念ながら現実はそのいきません。高校や大学、専門学校卒業後は、首都圏をはじめ都市部へと就職するケースが多く見受けられます。自分の就きたい仕事や職種によっては、垂井を離れなければならない選択をしなければならないのが現実であります。

そこで、私から一つの提案がございます。1つ目の方針にある一人一人に生きる力を育む指導をするとあります。この方針に従い、僕は5つ目の重点として、デジタル教育の充実を今後加えていく必要があると感じております。

その理由として、コロナ感染拡大以降、外出制限による生活様式や就労形態など著しく変化をしてまいりました。その一つにリモートワークがあります。自宅にしながら仕事をするのが可能となってきています。現在のところ、限られた企業や職種になっているのかもしれませんが。今の児童・生徒たちが就職する時期となる10年後ぐらいには、今以上に多くの企業や職種においてもリモートワークが可能となっているに違いないと思うからです。

例えば製品を製造する企業においては、ロボットを駆使した製造ラインが整備される可能性がございます。そのロボットは人が作成したプログラムによって動いております。単純な動作であれば、人よりも速く正確に動かすことも可能です。こうしたデジタル技術の進化によって、人の働き方が大きく変わります。まさに現代の産業革命と言っても過言ではないかと思っております。

反復的な工程であればAIが判断をし、人のいない職場も現実のものとなってきます。こうしたロボットを動かす技術こそが、人が作成したプログラミングによって生み出されております。今後はますますプログラミングのできる人材が必要とされる時代になっていくと予想されております。また、私は想像もできないデジタル技術の進化によって、新たな職業や職種も出現してくるのではないかと思っております。

そこで、先ほど提案を申したデジタル教育の充実では、今の子供たちが将来目指す社会に必要な教育につながっていくのではないのでしょうか。文科省や岐阜県教育委員会よりも先んじて、垂井町独自の教育を今こそ目指すべき、そう思っております。現在は昨年度に整備されたタブレットを使って新たな事業の取組を行っていると思いますが、デジタル機器による授業のコンテンツとして使用しているのが今の学校教育の現場ではないのでしょうか。もう一歩進めて、プログラミングを本格的に授業に取り入れる提案をいたします。

そのためには、当然のことながら専門的な知識や経験を有する講師の採用が必要となってきます。週1回程度、各小学校・中学校に派遣をし、学年に応じた専門的な知識とプログラミングの技術を経験させることが重要ではないかと感じております。このような垂井町の取組は、未来の子供たちが自分の夢や職業を決めるきっかけになっていくのではないかと思うのです。

そこで、2点について教育長にお尋ねをいたします。

1点目は、先ほど提案しましたデジタル教育を次年度の垂井町の教育の中に盛り込むお考え

があるのか。もう一点、将来デジタル教育の柱となるプログラミング教育を垂井町として本格的導入のお考えがあるのか、以上についてお尋ねをさせていただきます。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 藤埴議員から2つの御質問をいただいておりますので、私からお答えいたします。

1つ目のデジタル教育を次年度以降の垂井町の教育に盛り込む考えはあるかという御質問についてお答えします。

今の子供たちが社会の中心となって日本や垂井町を支えていく頃には、A I技術等の先端技術が一層発展しましたSociety5.0時代の到来が予測されております。それに伴いまして、産業の変化や職業の変化、また人の働き方も大きく変化するであろうことも予測されています。

そこで、小学校では令和2年度から、中学校では今年度から全面実施されています新しい学習指導要領では、そうした社会を担う子供たちの生きる力を育てるために、これまでの知・徳・体の調和の取れた教育に加えまして、小学校からのプログラミング教育などが新たに位置づいております。

また、国は、令和5年度の実現を予定していました高速大容量の校内ネットワーク環境と1人1台端末を整備し学習に役立てる、いわゆるG I G Aスクール構想を、コロナ禍での子供たちの学習を保障する立場から前倒しで実施いたしました。本町におきましても、多額の御支援をいただきまして、昨年度は校内ネットワーク環境整備を行い、今年4月に1人1台タブレットを整備できたところであります。

こうしたことを踏まえまして、デジタル機器を積極的に活用する教育を行うことは、議員の御指摘のとおり極めて重要であると私も認識しております。特にタブレット端末をはじめとするデジタル機器は、教科の授業、道徳科の授業、あるいは児童会活動や生徒会活動など、学校生活のあらゆる場面で効果的に活用できる場を積極的に追求していくことが今年度の大きな課題であり、重点であると考えております。

そこで、議員がお示しいただきました垂井町の教育では「方針と重点」の前文で、コミュニティ・スクールとしての教育活動の推進など、学校の教育課程を編成し実施する上で、常に配慮すべき内容の一つとして掲げております。該当の部分につきまして御紹介申し上げます。

本年度は中学校での新学習指導要領全面実施に伴い、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等の資質・能力をバランスよく育成していく。その際、タブレット等のI C Tの積極的な活用を推進すると掲載しているところであります。こうした私どもの思いがより明確に伝わるように、描き方については今後検討してまいりたいと考えております。御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、2つ目の御質問、デジタル教育の柱としてプログラミング教育を垂井町として本格的導入の考えはあるかについてお答えいたします。

議員御紹介のように、昨年度から全面実施になっております小学校の学習指導要領では、新たにプログラミング教育が導入されております。プログラミング教育によりまして、プログラミングの能力を開花させ、創造力を発揮して起業する若者や特許を取得する若者が現れるなど、子供たちの可能性を広げることができることへの期待が導入の背景にあります。

プログラミング教育とは、子供たちにコンピューターに意図した処理を行うように指示することを体験させながら、将来、どのような職業に就くとしても求められる力となるプログラミング的思考を育成するものです。プログラミング的思考とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であるか。また、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせればいいのかということを論理的に考えていく力、言わば論理的思考力とも言えます。

こうしたことを踏まえまして、現在使用しています小学校の算数の教科書、これが今現在使っている教科書であります。この教科書には、どの学年にもプログラミングに挑戦という学習が位置づけられています。

例えば1年生では、「1ます進む」「右に回る」などの決められたカードを組み合わせ、キャラクターを動かす命令をつくって迷路のゴールまで進める学習を行っています。また、4年生では、これが4年生の教科書の拡大でございますが、問題を解くための手順をアルゴリズムということ。そして、足し算の筆算の手順をアルゴリズムに表す学習をしています。これも定まった手順をつくり出すということでございます。

5年生、6年生では、実際にコンピューターを使いまして、プログラミングのソフトウェアを使って命令のブロックを組み合わせ正多角形の図形を書くプログラムをつくったり、 $y = 2x$ のグラフを書くプログラムをつくったりする学習をしております。これが6年生のプログラムの例でございます。これがいわゆるプログラム言語になってまいります。これらを組み合わせプログラムをつくり、実際に正しいグラフができるかどうか、間違いがあれば命令をもう一度つくり直すという学習でございます。

また、6年生の理科では、人が近づくと明かりがつき、しばらくすると消えるプログラムをつくる学習をしています。先ほどお見せいたしました算数の命令とほぼ同じような命令を使いましてプログラムをつくる学習をしています。

これまでの私たちの理科の学習では、こうしたスイッチがあつて、電池があつて、豆電球がつくという回路を学習してきたんですが、今6年生ではそこにコンピューターが入って、コンピューターの命令どおりに動くような回路があるんだよということを学習します。

さらに中学校では、こうした小学校の学習を踏まえまして、技術家庭科の情報の技術の分野の中で、さらに専門的に設定した課題を解決するために、適切なプログラミング言語を用いて、安全、適切に、順次、分岐、反復という情報処理の手順や構造を入力し、プログラムの編集、保存、動作の確認、デバッグ、これはプログラムの誤りを自ら見つけて正すということだそうです。こうしたことができることを目指しております。

具体的には、例えば青信号から点滅して信号が変わるようなプログラムを実際につくりまして、点滅が早過ぎる場合はプログラムの誤りを見つけて修正するような学習、これらを行っているところでもあります。

今教科書を通しての学習を御紹介いたしましたが、実際に学校では、教科書を通しての学習以外にも、生活科や総合的な学習の時間を使ってプログラミングを体験する学習に取り組んだり、小学校でのクラブ活動や中学校の部活動の中でも、パソコン部やコンピューター部としてプログラミングに取り組んだりしているところもあります。

今申し上げましたように、学校では既にプログラミング教育に取り組んでいるところでもあります。しかし、1人1台タブレットを積極的に活用し、子供たちの生きる力を育むという立場から、プログラミング教育の重要性を認識しております。また、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

そこで、次年度以降、まずは学年に応じたプログラミング教育の内容を明らかにしまして、垂井町のプログラミング教育のカリキュラムを作成してまいりたいと考えております。さらにカリキュラムを作成した上で効果的な指導を行うためには、専門的な知識、技術を持たれた方の助言や指導は、どういう内容のときにどの程度必要になるのか、十分に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 5番 藤墳理君。

○5番（藤墳理君） 丁寧な御説明というか、御答弁ありがとうございました。

今行っている教育、確かに我々が子供であった頃とは随分と変わり、本当に時代に合った教育内容となっているなあというふうに改めて思い知ったところでございます。

しかしながら、今の現役の教師の方々がどこまでの専門的な知識、もしくはそういった技術をお持ちなのか、ちょっとお尋ねをさせていただきたいなあというふうに思います。現役の先生が、専門的な分野にどの程度の間人をおられるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田満君） 藤墳議員から再質問をいただきました。現在の教員がどの程度そうした能力を持っているかというのは、非常に答えにくい、またつかみにくいところではございますが、少なくとも中学校の技術家庭科の教員につきましては、当然大学でそういう勉強もしておりますし、学習指導要領に位置づけてある内容でございますので、その点は大いに任せられるというふうに思っておりますし、実は先ほどお見せしましたように、小学校でのプログラム言語は、私たちが若い頃にプログラム言語と言われたわけの分からない記号ではなくて、こういうビジュアル型のプログラム言語といいます。要は積み木を組み合わせでプログラムをつくるわけで、プログラミング教育の一番大事なことは、命令をつくったらすぐコンピューターで反映できると。そうすると誤りが見つかる。誤りを直すということは、教師であっても十分指導できる内容であります。実際にこれは教科書を活用して各学校で取り組んでいる内容でございますので、私はちょっと難しいんですが、今の若い教員をはじめ、先生方はそれを実際に使

って授業に当たっているということでございます。

○議長（富田栄次君） 5番 藤墳理君。

○5番（藤墳 理君） ありがとうございます。

昨今、いろんなところで学習塾等もたくさんあります。当然その中にはプログラミングを得意とする学習塾も備わっているというふうに聞いております。当然そこで教えている先生方というのは、今の教師の方以上の技術を持っているというか、知識を持っていると言ったら失礼かもしれませんが、そういったことも可能なかなというふうにも思いますし、一部、そういった企業で働かれた方というの、当然その中の一員としておるというふうに僕も認識しておりますし、私の知人もそうした仕事をしている一人でありますので、今後、そうした人たちの活用こそが、垂井町のデジタル教育を一步も二歩も前へ進めてくれるのではないかと、いうふうに思っておりますので、その点、教育長の考えを再度お聞きいたします。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 御質問ありがとうございます。

実は教育委員会主催でコロナ禍の中では開催ができておりませんが、企業の方の御支援を受けながら、夏休みにプログラミング講座というのをやらせていただきました。全くのボランティアで行っていただいたんですが、そこで見る子供の姿は、私、目をみはるような進歩、進化でございまして、私どもは新しい機械を見ると説明書きがどうしても必要になるんですが、子供たちはやりながらそれを学習していくということで、その学習する姿を見ながら、プログラミング教育はこれからは重要になると、先ほども申したような考えを持った次第でございます。

当然ながら教員は全てができるわけではなく、免許の中にはプログラミングという免許はございません。小学校の教員の免許があるわけでございますので、教員が足りない部分は、私は積極的に外部の方々のお手伝いをいただきたいふうに思っています。

現在、全ての学校がコミュニティ・スクールになって、従前に比べて本当に学校のためにと、いうお考えで学校に入り込んでくださっている方々も大勢おられますし、何よりも学校運営協議会の中で学校に提案ができるシステムになっておりますので、ぜひそうした地域の方々、私は教えてあげたいというような声を出していただきますと、私どもは大変助かりますし、子供たちが最終的には喜ぶのではないかなと思っております。また、そうしたお声もかけていただければと思います。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） ちょっと私のほうから関連してお答えをしたいと思います。去る12月1日でしたが、不破郡の教育の研究大会が関ヶ原中学校でございました。そこで、私、出席して、今年度3年度は14名の先生方が研究論文の発表をされて表彰を申し上げたところでございます。

先ほど教育長からタブレットを1人ずつ配付するのを今年度前倒しでやったという話がありましたが、まだ日にちが1年もたっていない中で、その14名の自ら研究論文をまとめられた先生

方、お二方からICTを効果的に活用するといった研究テーマ、それから1人1台タブレットを活用して今後の理科の指導の在り方についての研究論文の発表がされたところでございます。

残念ながら、本来でしたらの議員各位も御一緒にといった、過去にはそういうときがありましたが、コロナの関係でごく少人数で、先生も代表の4名の方に賞状を渡したという研究大会でございましたが、そういったようなことから、学校の現場の先生方におかれましても、得意な先生方もいらっしゃる、いろんな方がいらっしゃると思いますが、少しでも自分の論文の研究発表がほかの先生方に波及効果を及ぼすといったようなことも含めて、こういったことを研究されておるといふふうに私も挨拶を申し上げておきました。

自己実現を図りながら苦勞されておる現場もでございますので、今後、教育委員会のほうからまた指導があらうかと思いますが、御理解いただきたいと思っております。

○議長（富田栄次君） 5番 藤墳理君。

○5番（藤墳理君） 町長まで御答弁いただき、誠にありがとうございます。

今から実は町長に最後の質問をさせていただこうと思っていたところでございまして、今、教育長が申し上げたようなプログラミング教育をより充実させていくために、僕はある程度の予算措置も必要ではないかなあというふうに思っておりましたので、ぜひとも町長にはその辺を大きく目を見開いていただき、今後、垂井町の子供たちがいい教育を目指して頑張っている、そのような町長がお考えいただいた内容で結構でございますので、ぜひとも進めていただけますことをお願いと、町長の決意をここで聞かせただけならというふうに思っておりますので、ぜひともよろしくお願いをいたします。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 最後に決意ということでございますが、常々申し上げておりますが、垂井の子供たちがすくすくと、そして立派な人間として育つための大切な教育期間を預かっておる時期でございますので、今後とも教育長をはじめ、教育現場の方々との情報をきちっと密にしながら、最善の努力を講じてまいる所存でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（富田栄次君） これをもって、一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後2時29分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 富 田 栄 次

会議録署名議員 後 藤 省 治

会議録署名議員 栗 田 利 朗